



等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるもの）を除く。）をいう。

イ　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ　原動機を用いなかつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三　移動用小型車　人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四　身体障害者用の車　身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させができるものを除く。）をいう。

十一の五　遠隔操作型小型車　人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもの（車のうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして

内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

十二 トロリーバス架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。

十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に關し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に關し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に關し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸歯、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（原動機に加えてペダルその他人の力により走行させることができるもの他の装置を備えている自動車又は原動機付自転車につては当該装置を用いて走行させる場合を含み、特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五

分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止(特定自動運行中の停止を除く。)をし、かつ、当該車両等の運転をする者(以下「運転者」という。)がその車両等を離れて直ちに運転することができるない状態にあることをいう。

十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一 追越し 車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることう。

二十三 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをい

2 された区画線は、この法律の規定の適用については、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車又は歩行補助車等を通行させている者(遠隔操作型小型車があつては、遠隔操作により通行させている者を除く。)

二 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)を押して歩いている者

て、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

（公安部員会の交通規制）

**第四条** 都道府県公安委員会（以下「公安部員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他の交通安全と円滑を図り、又は交通事故その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安部員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

公安部員会は、環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。）以外の交通の頻繁な交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するよう努めなければならない。

4 信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

5 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

（罰則） 第一項後段については第一百十九条第一項第一号、第二百二十一一条第一項第一号及び第二号（警察署長等への委任）

**第五条** 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等







条において準用する場合を含む。第六十二条において同じ。)の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

(罰則) 第百十八条第一項第一号、同条第三項(最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示)

**第二十二条の二** 車両の運転者が前条の規定に違反する行為(以下この条及び第七十五条の二第二項において「最高速度違反行為」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)の業務に関する場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 前項の規定による指示に係る車両の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者は、軌道法の規定による軌道経営者(トロリーバスを運行するものに限る。)である場合における当該指示は、公安委員会が当該事業を監督する行政庁とあらかじめ協議して定めたところによつてしなければならない。

(最低速度)

**第二十三条** 自動車は、道路標識等によりその最低速度が指定されている道路(第七十五条の四に規定する高速自動車国道の本線車道を除く。)においては、法令の規定により速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その最低速度に達しない速度で進行してはならない。

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

(罰則) 第百十七条の二第一項第四号、第百十七号の二の二第一項第八号ハ、第百十九条第一項第四号、第百二十条第一項第二号)

(罰則) 第百十七条の二第一項第八号ロ、第百十九条第一項第三号)

### 第三節 横断等

(道路外に出る場合の方法)

**第二十五条** 車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2 車両(特定小型原動機付自転車等及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右側端)に寄り、かつ、徐行しなければならない。

3 道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、前二項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則) 第一百一十九条第一項第六号(第一項及び第二項については第百二十一条第一項第二号)

**第二十五条の二** 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に出入するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

(罰則) 第一百一十九条第一項第六号(第一項及び第二項については第百二十一条第一項第六号)

(進路の変更の禁止)

**第二十六条の二** 車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

(罰則) 第百二十一条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

において同じ。)との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、第十八条第一項の規定にかかるらず、できる限り道路の左側端に寄つてこれに進路を譲らなければならぬ。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合において、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするととも、同様とする。

2 車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。

3 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事

その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。

2 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行する

ことができる場合を除き、その車両通行帯を通行する規定に従つて通行しようとするとき。

(罰則) 第一百一十七条の二第一項第四号、第百二十二条第一項第二号、第三項については第百二十二条第一項第三号、同条第三項)

**第二十七条** 車両(道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行又は同法第三条第二号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車(以下「乗合自動車」という。)及びトロリーバスを除く。)は、路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) 第二十二条第一項の規定に基づく政令で定める最高速度(以下この条において「最高速度」という。)が高い車両に追いつかれたときは、その追いつけた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも同様とする。

2 車両(乗合自動車及びトロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、最高速度が高い車両に追いつかれ、かつ、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも同様とする。

(罰則) 第一百一十七条の二第一項第四号、第百二十二条第一項第三号)

**第二十八条** 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両(以下この節において「前車」という。)の右側を通じなければならぬ。

(罰則) 第一百一十七条の二第一項第八号ニ、第百二十二条第一項第二号)

**第二十九条** 車両(第一項及び第四項については第百一十七条の二第一項第四号、第百二十二条第一項第四号、第百二十二条第一項第六号)

(追越しを禁止する場合)

4 前三項の場合においては、追越しをしようとする車両(次条において「後車」という。)は、反対の方向又は後方からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、左側端に寄つて設けられているときは、この限りでない。

2 車両は、路面電車を追い越そうとするときは、当該車両が追いついた路面電車の左側を通じなければならない。ただし、軌道が道路の中央又は右側端に寄つて通行しているときは、前項の規定にかかるらず、その左側を通行しなければならない。

(罰則) 第一百一十七条の二第一項第八号ホ、第百二十二条第一項第六号)

**第三十条** 車両は、道路標識等により追越しを禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他

の道路の部分においては、他の車両(特定小型

## 第五節 踏切の通過

より通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分（を徐行しなければならない）。

手又は方向指示器による合図をした場合について準用する。

原動機付自転車等を除く)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。  
一 道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂  
二 トンネル(車両通行帯の設けられた道路以外の道路の部分に限る。)

**第三十三条** 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線等）が設けられているときは、その停止線の直前。（以下この項において同じ。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

より通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を徐行しなければならぬ。いふ。

**(罰則)** 第一項については第一百二十条第一項第三号、同条第三項 第二項については第一百二十条第一項第二号

水

四七〇

(罰則 第百十九條第一項第五号 同条第三項)

路面電車は走りついだときは、当該路面電車の乗客が乗降を終わり、又は当該路面電車から降りた者で当該車両の前方において当該路面電車

の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものがいなくなるまで、当該路面電車の後方に

で停止しなければならない。ただし、路面電車に乗降する者の安全を図るため設けられた安入

地帯があるとき、又は当該路面電車に乗降する者がいない場合において当該路面電車の左側に

当該路面電車から一・五メートル以上の間隔を保つことができるときは、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

(罰則 第百十九条第一項第六号)  
(乗合自動車の発進の保護)

**第三十一条の二** 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路

を変更しようとして手又は方向指示器により車両の方向を変更した場合には、その後方にある車両等に衝突する危険性がある。

は、その選用又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則 第百二十条第一項第二号)  
(割込み等の禁止)

**第三十二条** 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停車する。

若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前または

していな車両等に近づいてしまった場合の前後における車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切つてはなこな

(罰則 第百二十条第一項第二号) ない。

て準用する。



るその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に關係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）

(駐車を禁止する場所)  
**第四十五条** 車両は、道

（駐車を禁止する場所）

**第四十五条** 車両は、道路標識等により駐車が禁  
止されている道路の部分及び次に掲げるその他の  
道路の部分においては、駐車してはならない。  
（ただし、公安委員会の定めるところによりそ  
の警察署長の許可を受けたときは、この限りでな  
い。）

一 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車  
の格納若しくは修理のため道路外に設けられ  
た施設又は場所の道路に接する自動車用の出  
入口から三メートル以内の部分

二 道路工事が行なわれている場合における当  
該工事区域の側端から五メートル以内の部分

三 消防用機械器具の置場若しくは消防用防  
火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入  
口から五メートル以内の部分

四 消火栓、指定消防水利の標識が設けられて  
いる位置又は消防用防火水槽の吸水口若しく  
は吸管投入孔から五メートル以内の部分

五 火災報知機から一メートル以内の部分

車両は、第四十七条第二項又は第三項の規定  
により駐車する場合に当該車両の右側の道路上  
に三・五メートル（道路標識等により距離が指  
定されているときは、その距離）以上の余地がな  
いこととなる場所においては、駐車してはな  
らない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で  
運転者がその車両を離れないとき、若しくは運  
転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事す  
ることができる状態にあるとき、又は傷病者の  
救護のためやむを得ないときは、この限りでな  
い。

3 公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて  
指定した区域においては、前項本文の規定は  
適用しない。

**（罰則）** 第一項及び第二項については第百十九条  
の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百九十九  
条第一項第一号、同条第三項）  
（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特  
例）

**第四十五条の二** 次の各号のいずれかに該当する  
者（以下この項及び次項において「高齢運転者等」  
といふ）が運転する普通自動車（当該該  
高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりそ  
の者の住所地を管轄する公安委員会に届出をし  
たものに限る）であつて、当該高齢運転者等  
が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等  
標章をその停車又は駐車をしている間前面の自

やすい箇所に掲示したもの（以下「高齢運転者等標章自動車」という。）は、第四十四条第一項の規定による事実及び注意を表す三千の道路

規定にかかるらず、停  
ができる。

規定にかかるわらず、停車又は駐車の方法  
**第四十七条** 車両は、人のために停車するときは端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようしなければならない。  
2 車両は、駐車すると、い、かつ、他の交通の妨害とならない。さればならぬ。  
3 車両は、車道の左側路側帯における停車及び表示する道路標示によつて、該路側帯の妨害とならないよう政令で定めるものを除き、場所において、停車し、前二項の規定にかかるわらるにより、当該路側帯の妨害とならないよう表示する道路標示によつて、該路側帯の妨害とならないよう定められたものとする。  
**（罰則）**  
**第四号** 第二項及び第三項の二の四第一項第二号、四号（停車又は駐車の方法）  
**第四十八条** 車両は、道駐車の方法が指定され定にかかわらず、当該車両は駐車しなければならぬ。  
**（罰則）** 第百十九条の一（罰則）第三項、第一百十九条の二（罰則）第三項、第一百十九条の三（罰則）第三項、第一百十九条の四（罰則）  
**（時間制限駐車区間）**

車し、又は駐車すること

車し、又は駐車することの乗降又は貨物の積卸し、できる限り道路の左側、交通の妨害とならないよきは、道路の左側端に沿妨害とならないようにして端に接して路側帯（当該び駐車を禁止することをつて区画されたもの及び除く。）が設けられている。又は駐車するときは、らず、政令で定めるところに入り、かつ、他の交通にしなければならない。

は第百十九条の三第一項について、は第百十九条第一項第一号、同条第一項第一号、同条第三の特例

路標識等により停車又はいるときは、前条の規定等により指定され、方法によつて停車し、又しない。

の四第一項第一号、同条第一項第一号、同条第三の特例

は、時間を限つて同一の区間ににおけるため、パークィング・メーリング機能を有するものに、パークィング・チケット式の標章であつて、発給閣府令で定める事項を表す同じ。」を発給するた定める機能を有するものチケット発給設備」とい管理するものとする。

ほか、公安委員会は、時て駐車しようとする車両

の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間ににおいて駐車する車両の整理その他時間制限に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)

**第四十九条の二** 公安委員会は、時間制限駐車区間に、時間を限つて同一の高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおける車両に限り引き続き駐車することができる道路標識等の区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、前条第一項の道路標識等にその旨を表示するものとする。

(時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等)

**第四十九条の三** 時間制限駐車区間ににおける車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかるわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2 車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。)にあつては、高齢運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第百十九条の三第一項第二号において同じ。)は、時間制限駐車区間ににおいては、当該駐車につき第四十九条第一項のバーキング・メーターが車両を感じた時又は同項のバーキング・チケット・チケット発給設備によりバーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3 車両は、時間制限駐車区間ににおいては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間ににおいて車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、第四十九条第一項のバーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同項のバーキング・チケット発給設備によりバーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車する

している間（当該バー・キング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示される時間経過する時までの間に限る）、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(罰則) 第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項第三項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百九条の三第三項第一号、同条第三項第四項について(罰則) 第百十九条の三第一項第三号、同条第三項(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

**第四十九条の四** 高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおいては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。

(罰則) 第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項(時間制限駐車区間における駐車の特例)

**第四十九条の五** 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間ににおける車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間ににおいて駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条(第四十九条の三第一項を除く。)の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(罰則) 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項(時間制限駐車区間における停車の特例)

**第四十九条の六** 車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができるとする道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分においては、同項の規定にかかわらず、停車することができます。

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例)

「路上駐車場」という。)が設置されている場合においては、第四十九条の規定は適用しない。

2 「路上駐車場」という。が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

3 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりバーキング・メーターやバーキング・チケット発給設備が設置されているものについては、当該バーキング・メーターやバーキング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の三の規定を適用する。

4 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、バーキング・メーター又はバーキング・チケット発給設備が設置されていないものについては、第四十九条の三から第四十九条の五までの規定は適用しない。(交差点等への進入禁止)

第五十条 交通整理の行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によつて区画された部点内に道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線をこえた部分。以下この項目において同じ)に入つた場合においては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差点道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入つた場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

(罰則 第一百二十一条第一項第五号、同条第三項)

第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 車両(トロリーバスを除く。以下のこの条、次条及び第五十一条の四において同じ。)が第四十四条第一項、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

(罰則 第百十九条第一項第七号)  
(違法駐車に対する措置)

(罰則) 第百十九条第一項第七号)  
**第五十一条** 車両が第四十四条第一項、第四十五条  
第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若  
しくは第三項、第四十八条第四十九条の三第三  
二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは  
第四十九条の五後段の規定に違反して駐車して  
いると認められるとき、又は第四十九条第一項  
のパーキング・チケット発給設備を設置する時  
間制限駐車区間ににおいて駐車している場合にお  
いて当該車両に当該パーキング・チケット発給  
設備により発給を受けたパーキング・チケット  
が掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第三  
四項の規定に違反していると認められるとき  
(第五十一条の四第一項及び第七十五条の二十二  
二第三項において「違法駐車」と認められる場  
合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運  
転者その他の当該車両の管理について責任があ  
る者(以下この条において「運転者等」とい  
う。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、  
若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている  
場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時  
間制限駐車区間の当該車両が駐車している場  
所から移動すべきことを命ずることができる。  
2 車両の故障その他の理由により当該車両の運  
転者等が直ちに前項の規定による命令に従う  
ことが困難であると認められるときは、警察官等  
は、道路における危険を防止し、その他交通の  
安全と円滑を図るために必要な限度において、當  
該車両の駐車の方法を変更し、又は当該車両を  
移動することができる。

3 第一項の場合において、現場に当該車両の運  
転者等がないために、当該運転者等に対しても  
同項の規定による命令をすることができないと  
きは、警察官等は、道路における交通の危険を  
防止し、又は交通の円滑を図るために必要な限度  
において、当該車両の駐車の方法の変更その他の  
必要な措置をとり、又は当該車両が駐車してい  
る場所からの距離が五十メートルを超えない道  
路上の場所に当該車両を移動することができ  
る。

4 前項の規定により車両の移動をしようとする  
場合において、当該車両が駐車している場所か  
らの距離が五十メートルを超えない範囲の地域  
内の道路上に当該車両を移動する場所がないと  
きは、警察官等は、当該車両が駐車している場  
所に当該車両を移動することができ  
る。

所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

前項の報告を受けた警察署長は、駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他に当該車両を移動することができない。この場合において、警察署長は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盜難等の事故の発生を防止するため、警察署長が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他必要な措置を講じなければならない。

7 警察署長は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両を保管するため、車輪止め装置の取付けその他必要な措置を講じなければならない。

8 警察署長は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の使用者に対し、保管を始めた日時及び保管の場所並びに当該車両を速やかに引き取るべき旨を告知しなければならない。

9 警察署長は、前項の場合において、当該車両の使用者の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、当該車両の保管の場所その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

10 警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方により公表するものとする。

11 第七項から前項までに定めるものほか、第六項の規定により保管した車両の返還に關し必要な事項は、政令で定める。

12 警察署長は、第六項の規定により保管した車両につき、第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して一月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定めるところにより、当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。警察署長は、前項の規定による車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。

13 警察署長は、前項の規定による車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができる。

る価額が著しく低いときは、当該車両を廃棄することができる。

14 第十二項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

15 第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）の負担とする。

16 警察署長は、前項の規定により運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならぬ。この場合において、納付すべき金額は、同項に規定する費用につき実費を勘案して都道府県規則でその額を定めたときは、その定めた額とする。

17 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

18 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、警察署長は、地方税の滞納処分の例により、負担金等を徴収することができる。この場合における負担金等の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

19 納付され、又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

20 第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお第六項の規定により保管した車両（第二項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

**第五十一条の二** 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者は又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有

による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第二百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

第六項、第七項及び第九項から第二十項までに定める事務（当該車両の移動、返還、売却及び第六項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定による車両（積載物を含む。以下この項において同じ。）の移動及び保管に關する事務（当該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同条第十六項の規定による命令、滯納処分その他の政令で定めるものを除く。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により警察署長から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**第五十一条の三** 警察署長は、第五十五条及び第六項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定による車両（積載物を含む。以下この項において同じ。）の移動及び保管に關する事務（当該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同条第十六項の規定による命令、滯納処分その他の政令で定めるものを除く。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

22 第二十一項から前項まで」とあるのは、「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第二十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは、「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは、「費用若しくは手数」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動」とあるのは、「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）」とあるのは、「所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは、「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあるのは、「第二十二項において準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

**第五十二条** 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十三条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）をした者に對して第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがあつて、その旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用者、運転者その他当該車両の管理について

者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。



経過しない者

ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十一条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

本 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができる者として国家公安委員会規則で定めるもの

一 公安委員会は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。

二 第五十一条の十二第三項の駐車監視員が置かれたる事務所を有するものであること。

三 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること。

登録は、登録簿に登録を受ける法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

6 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

**第五十一条の九** 公安委員会は、登録を受けた法人が前条第四項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その法人に対し、これら規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し）

**第五十一条の十** 公安委員会は、登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

（報告及び検査）

**第五十五条の十一** 公安委員会は、第五十五条の八から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせ、又は警察職員に、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（放置車両確認機関）

**第五十五条の十二** 警察署長は、第五十五条の八第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第二項の規定により確認事務を委託したときは、その受託者（以下「放置車両確認機関」といいう。）の名称及び主たる事務所の所在地その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

4 放置車両確認機関は、公正に、かつ、第五十条の八第四項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認事務を行わなければならない。

5 放置車両確認機関は、公正に、かつ、第五十条の八第三項第二号イからまでのいずれかに該当する者であることを表示させ、かつ、国家公安委員会規則でその制式を定める記章を着用せなければ、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

6 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ、国家公安委員会規則でその制式を定める記章を着用せなければ、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ぜることができる。

7 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ぜることができる。

（合図）

**第五十五条の十三** 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に係る駐車監視員資格者証の交付を受けたとき。

一 第五十五条の八第三項第二号イからまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により駐車監視員資格者証の交付を受けたとき。

三 前条第五項の規定に違反し、又は放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が

し、警察官等から提示を求められたときは、これを持たなければならぬ。

6 放置車両確認機関の役員若しくは職員（駐車監視員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第五十五条の八第一項の規定により確認事務を委託した場合における第五十五条の四第一項の規定の適用については、同項中「警察官等」とあるのは、「警察官等又は第五十五条の十二第一項の放置車両確認機関」とする。

（罰則）第六項については第百十七条の四第一項（駐車監視員資格者証）

第一号

第一次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を受け、その課程を修了した者

ロ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を受け、その課程を修了した者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 第五十五条の八第三項第二号イからまでのいずれかに該当する者

ロ 第五十五条の八第三項第二号イからまでのいずれかに該当する者

ハ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ぜることができる。

（罰則）第一項については第百二十条第一項第五号、同条第三項（第二項についても同様）

二第一項第四号、第百十七条の二の二第二項第八号へ、第一百二十条第一項第六号、同条第三項（合図）

（駐車監視員として不適当であると認められるとき）

**第五十五条の十四** 第五十五条の八から前条までに定めるもののほか、確認事務の委託の手続及び駐車監視員資格者証に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（放置違反金関係事務の委託）

**第五十五条の十五** 公安委員会は、第五十五条の八に規定する放置違反金に関する事務（確認事務、納付命令、督促及び滞納処分を除く。）の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。

6 前項の規定により公安委員会から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、（国家公安委員会規則への委託）

（罰則）第二項については第百十七条の四第一項（駐車監視員資格者証）

第一号

（車両等の灯火）

**第五十五条の十六** 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間）をいう。以下この条及び第六十三条の九第二項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合には、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

（罰則）第一項については第百二十条第一項第五号、同条第三項（第二項についても同様）

二第一項第四号、第百十七条の二の二第二項第八号へ、第一百二十条第一項第六号、同条第三項（合図）

2 車両の運転者は、環状交差点においては、前項の規定にかかわらず、当該環状交差点を出るとき、又は当該環状交差点において徐行し、停止し、若しくは後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

3 前二項の合図を行う時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

4 車両の運転者は、第一項又は第二項に規定する行為を終わったときは、当該合図をやめなければならぬものとし、これらの規定に規定する合図に係る行為をしないのにかかるはず、当該合図をしてはならない。

(罰則) 第一項、第二項及び第四項については第一百二十条第一項第六号、同条第三項)

#### 第五十四条 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、

次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまわりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

二 山地部の道路その他曲折が多い道路につい

て道路標識等により指定された区間における

左右の見とおしのきかない交差点、見とおし

のきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

車両等の運転者は、法令の規定により警音器

を鳴らさなければならぬこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないとときは、

この限りでない。

(罰則) 第一項については第一百二十条第一項第六号、同条第三項、第二項については第一百十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ト、第一百二十一一条第一項第九号)

#### 第十一節 乗車、積載及び牽引（乗車又は積載の方法）

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自

動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあっては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

(罰則) 第一項、第二項については第一百二十条第二項第一号、第一百二十三条第三項については第一百二十一一条第一項第九号)

第五十六条 車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長（以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という。）が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認め、積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

2 貨物自動車の運転者は、出発地警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認め、人員を限つて許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該許可に係る人員の範囲内で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 車両（軽車両を除く。以下この項目及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自

由により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

(罰則) 第一百十九条第一項第八号)

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八条の三 警察官は、過積載（車両に積載

をする積載物の重量が第五十七条第一項の制限

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要なと認めることとは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が

3 貨物が分割できないものであるため第一項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が

2 車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

3 警察官は、前項の規定による命令によつては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができる。この場合において、当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載となることができないと認められる場合において、当該車両に係る過積載の程度及び道路又は交通の状況を勘案して当該車両を警察官が指示した事項を遵守して運転させることに支障がないと認められるときは、当該車両の運転者に対し、第五十七条第一項の規定にかかわらず、車両の通行の区間及び経路、道路における危険を防止するための必要な措置をとることを命ずる。

2 警察官が指示したものを遵守して当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載となることができる。この場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。

3 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る他の運転中、当該許可証を携帯しないなければならない。

4 第一項の許可証の様式その他制限外許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定めるところにより、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に危険を防止するため必要な条件を付することができる。

(罰則) 第二項については第一百二十二条第一項第二号、第一百二十三条规定)

(積載物の重量の測定等)

第五十八条の二 警察官は、第五十七条第一項の積載物の重量の制限を超える積載をしていると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証（道路運送車両法第六十条の自動車検査証をいう。第六十三条第一項において同じ。）その他の政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の積載物の重量を測定することができる。

(罰則) 第一百十九条第一項第八号)

(過積載車両に係る指示)

第五十八条の四 前条第一項又は第二項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車

両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言す

ることその他車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

**第五十八条の五** 第七十五条第一項に規定する使

用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはな

らない。

一 車両の運転者に対し、過積載をして車両を

運転することを要求すること。

二 車両の運転者に対し、当該車両への積載が

過積載となるとの情を知りながら、第五十七

条第一項の制限に係る重量を超える積載物を

当該車両に積載をさせるため売り渡し、又は

当該積載物を引き渡すこと。

3 警察署長は、前項の規定に違反する行為が行

われた場合において、当該行為をした者が反復

して同項の規定に違反する行為をするおそれが

あると認めるときは、内閣府令で定めるところ

により、当該行為をした者に対する同項の規定

に違反する行為をしてはならない旨を命ずること

ができる。

(罰則) 第二項については第百十八第二項第二

号、第一百二十三条)

**第五十九条** 自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する自動車によって牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。

(罰則) 第二項については第百十八第二項第二

号、第一百二十三条)

**第六十条** 自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する車両を牽引してはならない。

(罰則) 第二項については第百十八第二項第二

号、第一百二十三条)

**第六十一条** 警察官は、第五十八条の三第一項及

び第二項の規定による場合のほか、車両等の乗

車、積載又は牽引について危険を防止するため

特に必要があると認めるときは、当該車両等を

停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、危

険を防止するため必要な応急の措置をとること

を命ずることができる。

(罰則) 第百十九条第一項第十号)

**第六十二条** 整備不良車両の運転の禁止等

(整備不良車両の運転の禁止)

車両等の使用者その他車両等の装置

の整備について責任を有する者又は運転者は、

その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれ

に基づく命令の規定(同法の規定が適用されな

い自衛隊の使用する自動車については、自衛隊

法(昭和二十九年法律第六十五号)第百十四

条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同

じ。)又は軌道法第十四条若しくはこれに基づ

く命令の規定に定めるところに適合しないため

交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼ

すおそれがある車両等(次条第一項及び第七十

一条の四の二第二項第一号において「整備不良

車両」という。)を運転させ、又は運転してはな

らない。

(罰則) 第百十九条第二項第二号、同条第三項、第百二十

三条)

(車両の検査等)

**第六十三条** 警察官は、整備不良車両に該当する

と認められる車両(軽車両を除く。以下この条

において同じ。)が運転されているときは、当

該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に

対し、自動車検査証その他政令で定める書類及

び作動状態記録装置(道路運送車両法第四十一

5 第三項の許可証の様式その他第二項ただし書の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則) 第一項及び第二項については第百二十一条

第二項第一号、第一百二十三条)

**第六十四条** 公安委員会は、道路における危険を防

止し、その他交通安全を図るために必要な措置がある

と認めるときは、自動車以外の車両によつて

する牽引の制限について定めることができる。

(罰則) 第百二十一第二項第一号、第一百二十三

号)

(自動車以外の車両の牽引制限)

**第六十五条** 公安委員会は、道路における危険を防

止し、その他交通安全を図るために必要な措置がある

と認めるときは、自動車以外の車両によつて

する牽引の制限について定めることができる。

(罰則) 第百二十一第二項第一号、第一百二十三

号)

(危険防止の措置)

**第六十六条** 警察官は、第五十八条の三第一項及

び第二項の規定による場合のほか、車両等の乗

車、積載又は牽引について危険を防止するため

特に必要があると認めるときは、当該車両等を

停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、危

険を防止するため必要な応急の措置をとること

を命ずることができる。

(罰則) 第百十九条第一項第十号)

**第六十七条** 整備不良車両の運転の禁止等

(整備不良車両の運転の禁止)

車両等の使用者その他車両等の装置

の整備について責任を有する者又は運転者は、

その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれ

に基づく命令の規定(同法の規定が適用されな

い自衛隊の使用する自動車については、自衛隊

法(昭和二十九年法律第六十五号)第百十四

条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同

じ。)又は軌道法第十四条若しくはこれに基づ

く命令の規定に定めるところに適合しないため

交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼ

すおそれがある車両等(次条第一項及び第七十

一条の四の二第二項第一号において「整備不良

車両」という。)を運転させ、又は運転してはな

らない。

(罰則) 第百十九条第二項第二号、同条第三項、第百二十

三条)

(運行記録計による記録等)

**第六十八条** 自動車の使用者その他自動車の

装置の整備について責任を有する者又は運転者

は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命

令の規定により運行記録計を備えなければなら

ないこととされている自動車で、これらの規定

により定められた運行記録計を備えていない

か、又は当該運行記録計についての調整がされ

ていないためこれららの規定により定められた事

項を記録することができないものを運転させ、

又は運転してはならない。

(罰則) 第百二十一第二項第三号、第一百二十三

号)

(運行記録計による記録等)

**第六十九条の二** 自動車の運転者その他自動車の

装置の整備について責任を有する者又は運転者

は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命

令の規定により運行記録計を備えなければならない

こととされている自動車の使用者は、運行記録計

により記録された当該自動車に係る記録を、内

閣府令で定めるところにより一年間保存しなけ

ればならない。

条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報

報を記録するための装置をいう。第六十三条の

二の二において同じ。)により記録された記録

の提示を求め、並びに当該車両の装置について

検査をすることができる。この場合において、

警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により

認識することができる状態にするための措置が

必要であると認めるときは、当該車両を製作

し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当

該措置を求めることができる。

条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報

報を記録するための装置をいう。第六十三条の

二の二において同じ。)により記録された記録

の提示を求め、並びに当該車両の装置について

検査をすることができる。この場合において、

警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により

認識することができる状態にするための措置が

必要であると認めるときは、当該車両を製作

し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当

該措置を求めることができる。

(罰則) 第一百二十一第二項第三号)

(作動状態記録装置による記録等)

**第六十条の二** 自動車の運転者その他自動車の

装置の整備について責任を有する者又は運転者

は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命

令の規定により運行記録計を備えなければならない

こととされている自動車の使用者は、運行記録計

により記録された当該自動車に係る記録を、内

閣府令で定めるところにより一年間保存しなけ

ればならない。

(罰則) 第一百二十一第二項第三号)

(作動状態記録装置による記録等)

**第六十三条の二** 自動車の運転者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

(罰則) 第一百十九条第二項第三号)

(作動状態記録装置による記録等)

**第六十三条の二** 自動車の運転者その他自動車の

装置の整備について責任を有する者又は運転者

は、作動状態記録装置により記録された記録

を、内閣府令で定めるところにより保存しなけ

ればならない。

(罰則) 第一百十九条第二項第三号)

(作動状態記録装置による記録等)

**第六十三条の二** 自動車の運転者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

(罰則) 第一百十九条第二項第三号)

(作動状態記録装置による記録等)

**第六十三条の二** 自動車の運転者その他自動車の

装置の整備について責任を有する者又は運転者

は、作動状態記録装置により記録された記録

を、内閣府令で定めるところにより保存しなけ

ればならない。

(罰則) 第一百十九条第二項第三号)

(作動状態記録装置による記録等)

**第六十三条の二** 自動車の運転者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

(罰則) 第一百十九条第二項第三号)

(作動状態記録装置による記録等)

政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

(罰則) 第二項前段については第百十九条第一項

第二項において同じ。)により記録された記録

の提示を求め、並びに当該車両の装置について

検査をすることができる。この場合において、

警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により

認識することができる状態にするための措置が

必要であると認めるときは、当該車両を製作

し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当

該措置を求めることができる。

(罰則) 第一百二十一第二項第一号)

(運行記録計による記録等)

**第六十三条の二** 自動車の運転者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

(罰則) 第一百二十一第二項第一号)

(運行記録計による記録等)

**第六十三条の二** 自動車の運転者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができないものを運

転させ、又は運転してはならない。

(罰則) 第一百二十一第二項第一号)

(運行記録計による記録等)

**第六十三条の二** 自動車の運転者その他自動

車の装置の整備について責任を有する者又は運

転者は、自動運行装置を備えている自動車で、

作動状態記録装置により道路運送車両法第四十

一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な

情報を正確に記録することができ



により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

(罰則) 第百十七条の二 第一項第三号、第一百七十七条の二の二第一項第七号)

(過労運転に係る車両の使用者に対する指示)  
第六十六条の二 車両の運転者が前条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為(以下この条において「過労運転」という)。を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用者の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 第二十二条の二第二項の規定は、前項の規定による指示について準用する。

(危険防止の措置)  
第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第六十八条の四第四項から第七項まで又は第八十一条第五項から第七項(第一号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七十三条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第六十七条の四第四項から第七項まで及び第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起した場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七十三条の二の国際運転免許証

転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 車両等に乗車し、又は乗車しようとしている者が第六十五条第一項の規定に違反して車両等を運転するおそれがあると認められるときは、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、政令で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。

4 前三项の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十四条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十一条第五項から第七項(第一号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態にならぬまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則) 第二十二条の二第二項については第百十九条第一項(共同危険行為等の禁止)

第五条 第三項については第百十八条の二(共同危険行為等の禁止)

第六十八条 二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはならない。

(罰則) 第百十七三条の三(安全運転の義務)

第六十九条 削除  
(安全運転の義務)  
第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(罰則) 第百十七三条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第一百九十九条第一項第十四号、同条第三項(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
一 ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

五の二 自動車又は原動機付自転車を離れるときには、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

五の三 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車若しくは原動機付自転車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車若しくは原動機付自転機の回転数を増加させないこと。

五の四 自動車を運転する場合において、第七十二条の五第一項から第四項まで若しくは第七十三条の六第一項から第三項まで規定する自動車又は第七十二条の五第二項から第四項まで、第七十二条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防護のためやむを得ない場合を除き、進行して停止する当該表示自動車(第七十二条の五第一項、第七十三条の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は第七十二条の五第二項から第四項まで、第七十二条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。)の側方を通過するときは、危険防護のためやむを得ない場合を除き、進行して停止する当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれを行なうことができないものに限る。第一百八十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。)を通話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行なうものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八十八条第一項第四号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危

険を防止し、その他交通の安全を図るため必

**要と認めて定めた事項**  
**(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第二百二十九条第一項第十号、第二号、第二号の三及び第三号については第一百九条第一項第十五号、第五号の五については第一百七条の四第一項第二号、第一百八十八条第一項第四号)**

せるため座席に固定して用いる補助装置であつて、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するものをいう。(以下この項において同じ。)を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため幼児用補助装置を使用させることが療養上適当でない幼児を乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

**第七十一条の四** 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を

6 第八十四条第三項の大型自動二輪車免許を受けた者で、当該大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（同項の普通自動二輪車免許を現に受けており、かつ、当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならない。

7 第八十四条第三項の普通自動二輪車免許を受けた者（同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く。）は、当該普通自動二輪車免許を受けて（当該免許の効力が停止され

(罰則 第一項について) 第百十九条第一項第十一号、同条第三項

（初心運転者標識等の表示義務）

第六号、同条第三項

（当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあること。）

第七十一条の五 第八十四条第三項の準中型自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許を受けている期間（当該免許の効力が停止された期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に準中型自動車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるもの及び同項の普通自動車免許を現に受けており、かつ、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前に当該普通自動車免許を受けている期間（当該免許の効力が停止された期間を除く。）が通算して二年以上である者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより準中型自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで準中型自動車を運転してはならない。

(普通自動車等の運転者の遵守事項)  
**第七十一条の三** 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、道路運送車両法第三章及び

3 4 第八十四条第三項の大型自動二輪車免許を受けた者で、二十歳に満たないもの又は当該免許の自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上（但し、前記の期間のうち自動二輪車免許の有効期間を除く。）の間隔で乗用車の運転者に特定小型原動機付自転車の運転者は乗用車の運転者にヘルメットをかぶるよう努めなければならぬ。

用の者その他の者で政令で定めるものを除く。)は、運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない。

8 第一項及び第二項の乗車用ヘルメットの基準は、内閣府令で定める。

(罰則 第四項から第七項までについては第一百十九条の三第一項第五号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えてはいる

2 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない  
きは、この限りでない。

以上である者その他の者で政令で定めるものを除く。)は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車(側車付きのものを除く。以下、この条において同じ。)又は普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下この条において同

2 自動運行装置を備えている自動車の運転者が当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該運転者については、第七十一条第五号の五の規定は、適用しない。

じ）に乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、幼児（適切に座席ベルトを装着させることで、座高を有するものを除く。以下この条において同じ。）を当該乗車装置に乗車させるとき、疾病的ため座席ベルトを装着せざる者が、療養上適当でない者を当該乗車装置に乗車させるときは、これらを除む。

5  
じ) を運転してはならない。  
第八十四条第三項の普通自動二輪車免許を受けた者(同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く。)で、二十歳に満たないもの又は当該普通自動二輪車免許を受けていた期間を除く。(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年に達しないもの(当該免許を受けた日前六月以内に普通自動二輪車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。)は、高速自動車国道及び

する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該運転者については、第七十一一条第五号の五の規定は、適用しない。

一 当該自動車が整備不良車両に該当しないこと。

二 当該自動運行装置に係る使用条件を満たしていないこと。

三 当該運転者が、前二号のいずれかに該当し

で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定

則の当該自動車の装置を確實に操作する」とができる状態にあること。

の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあること。



第一項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

前項の交通安全全教教育指針に従つて行わなければならぬ。

4 自動車の使用者は、安全運転管理者的業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢(自動車の運転の経験その他に於いて内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないとこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全的な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければならない。

8 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

9 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

(罰則) 第一項、第四項、第六項及び第八項については第百十九条の一、第二百二十三条、第五項については第百二十条第二項第三号、第二百一十三条规定

(自動車の使用者の義務等)

項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者)を含む。次項において「使用者等」といふ。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらを行ふことを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者(第一百七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができる者とされている者を含む。以下この項において同じ。)でなければ運転することができないことをとされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(第九十条第五項、第一百三一条第一項若しくは第四項、第一百三十条の二第一項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三十条第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。)が運転すること。

二 第二十二条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

三 第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六条の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五条第五項の規定に違反して大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第七项の規定に違反して準中型自動車若しくは普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第九項の規定に違反して大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を運転し、又は同条第十項の規定に違反して普通自動二輪車を運転すること。

六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)

2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用者の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対して、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させ得ならない旨を命ずることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法の規定による第2種貨物利用運送事業を経営する者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならぬ。

4 公安委員会は、第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

6 前項の通知を行行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合には、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

7 第四項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

8 第四項の聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

9 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に對し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

10 前項の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動

			車を買ひ受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者は、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取り除かなければならない。
第六十六条の二第一項の規定による指示	自動車の使用者に対する指示	第二十二条の二第一項の規定による指示	第五十八条の四の規定による指示
第六十六条の二第一項の規定	自動車の使用者に対する指示	第二十二条の二第一項の規定による指示	第五十八条の四の規定による指示
過労運転	行為	過積載をして自動車を運転する	過積載をして自動車を運転する
		違反行為	最高速度違反

納付命令をした場合において、当該使用者が当該標章が取り付けられた前日六月以内に当該車両が原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。）を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3 前条第三項から第十一項までの規定は、前二項の規定による命令について準用する。

（罰則）第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第一百二十二条第一項第十号）

（報告又は資料の提出）

第七十五条の二の二 公安委員会は、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るために必要があると認めるとときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に關しての自動車の適正な使用的の推進を図るために必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（通則） 第一節 通則

第七十五条の二の三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前各章に定めるものほか、この章の定めによることによる。

（危険防止等の措置） 第七十五条の三 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）において交通の危険が生じ、又は交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の

安全と円滑を図るためにむを得ないと認めるとときは、必要な限度において、その現場に進行してくる自動車の通行を禁止し、若しくは制限し、又はその現場にある自動車の運転者に対する通行方法によるべきことを命じ、若しくは

第八条第一項、第三章第一節、同章第六節若しくはこの章に規定する自動車の通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができ

（罰則） 第百十九条第一項第十八号）

第二節 自動車の交通方法

（最低速度）

第七十五条の四 自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他

の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

（罰則） 第百十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第一項第二号、第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二第一項第二号、第一百七十七条の二第一項第二号）

（横断等の禁止）

第七十五条の五 自動車は、本線車道においては、横断し、転回し、又は後退してはならない。

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の六 自動車（緊急自動車を除く。）は、本線車道に入ろうとする場合（本線車道か他の本線車道に入ろうとする場合にあつては、道路標識等により指定された本線車道に入ろうとする場合に限る。）において、当該本線車道を通す自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、第五十一条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「政令で定める場所」とあることは「第三項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものと

（本線車道の出入の方法）

第七十五条の七 自動車は、本線車道に入ろうとする場合において、加速車線が設けられている場合において、加速車線が設けられている場合において、加速車線が設けられない場合は、その加速車線を通行しなければならない。この場合において、減速車線が設けられているときは、その減速車線を通行しなければならない。

（罰則） 第百二十二条第一項第八号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八 自動車（これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下の条において同じ。）は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

（横断等の禁止）

第七十五条の九 自動車は、本線車道においては、横断し、転回し、又は後退してはならない。

（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）

第七十五条の十 自動車（緊急自動車を除く。）は、本線車道に入ろうとする場合（本線車道か他の本線車道に入ろうとする場合にあつては、道路標識等により指定された本線車道に入ろうとする場合に限る。）において、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

（牽引自動車の通行区分）

第七十五条の八の二の二 牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自

動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下

「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引

しているものが車両通行帯の設けられた自動車

専用道路（次項に規定するものに限る。）又は

高速自動車国道の本線車道を通行する場合にお

ける当該牽引自動車の通行の区分については、

第二十条の規定は、適用しない。この場合にお

いては、次項から第四項までの規定に定めると

ころによる。

(罰則 第二項から第四項までについては第二百二十二条第一項第三号、同条第三項)  
(緊急自動車等の特例)

項の内閣府令で定める専ら交通の取締りに従事する自動車については、第七十五条の五、第七十五条の七及び前条の規定は、適用しない。

2 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車については、第七十五条の四、第七十五条の五及び前条の規定は、適用しない。

### 第三節 運転者の義務

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原动机のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合は、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原动机のオイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなること又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第十九号、同条第三項)  
(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 自動車の運転者は、故障その他により本線車道若しくはこれに接する

加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなつたときは、政令で定める

ところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。

2 自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道等において運転することができなくなつたときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第十三号)  
(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」といふ。）

イ 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車の内閣府令で定める特定自動運行に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ 特定自動運行に係る次に掲げる事項

(1) 特定自動運行の経路

(2) 特定自動運行を行おう日及び時間帯

(3) 特定自動運行により運送される人又は物

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ 特定自動運行を行管理する場所の所在地及び連絡先

二 この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいいう。次条第一項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項

(1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的な内容及びその実施方法

(2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法

三 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

六 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応

じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聽かなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等

二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号（1）に規定する経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長

（欠格事由）

三 第七十五条の二十四 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消を受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

一 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消を受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二 法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（許可の条件）

三 第七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる。

二 公安委員会は、道路における危険を防止しその他の交通の安全と円滑を図るために特別の必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる。

一 公安委員会は、道路における危険を防止しその他の交通の安全と円滑を図るために特別の必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる。

二 公安委員会は、道路における危険を防止しその他の交通の安全と円滑を図るために特別の必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる。



を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な指示をすることができる。

第七十 五条の 二項		第一 十一第 二項	他 の 理 由
運転者は、 故障その 他の理由 により	運転する ことがで きなくな った	特定自動運行が終了し た場合において、当該 自動車を運転し、又は 運転させることができ ない	特定自動運行主任者は、
(報告及び検査等)	公安委員会は、この章の規		

**第七十五条の二十五** 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十七条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

**第二項** 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

**第三項** 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**四** 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとする。

**(罰則)** 第一項については第一百十九条の二の三第三条(号、第一百一十三条)。

**(特定自動運行実施者に対する指示)**

**第七十五条の二十六** 公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関してこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に關し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないこと)を含む)を指示することができる。

**二** 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法

第二条第一項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聽かなければならぬ。

（罰則 第一項については第一百七十七条の二第二項第六号、第二百二十三条）

（許可の取消し等）

第七十五条の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消す。

実施者がこれに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

二 特定自動運行実施者が、特定自動運行の許可を取り消すとき、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一 特定自動運行実施者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

二 特定自動運行計画が第七十五条の十三第二項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

（許可の効力の仮停止）



- 事等」という。)の中止その他他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができるもの。

一 第七十六条第一項又は第二項の規定に違反して工作物等を設置した者

二 第七十六条第三項の規定に違反して物件を置いた者

三 第七十七条第一項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なつた者

四 第七十七条第三項又は第四項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者

五 第七十七条第七項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかつた者

警察署長は、前項第一号、第二号又は第三号に掲げる者の氏名及び住所を知ることができない場合、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 警察署長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条及び第八十二条において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより政令で定める事項を公示し、その他の政令で定める必要な措置を講じなければならぬ。

4 警察署長は、第二項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 警察署長は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

第一項から第四項までに規定する工作物等の除去、移転、改修、保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とする。
8 警察署長は、前項の規定により占有者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならない。
9 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。
10 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、警察署長は、地方税の滞納処分の例により、負担金等を徴収することができる。この場合における負担金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとなる。
11 納付され、又は徴収された負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。
12 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。
(罰則) 第一項については第百十九条第二項第九号（第百二十三条）
(転落積載物等に対する措置)
第八十一条の二 警察署長は、道路に転落し、又は飛散した車両等の積載物（以下この条及び第八十三条において「転落積載物等」という。）が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該転落積載物等の占有者、所有者その他当該転落積載物等について権原を有する者（次項において「転落積載物等の占有者等」という。）に対し、当該転落積載物等の除去その他当該転落積載物等について道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

号 第百二十三条

者の危険防止措置)

下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」といふ。)を受ける。

2 前項の場合において、当該転落積載物等の占有者の氏名及び住所を知ることができないた  
め、これらの者に対し、同項の規定による措置を採ることを命ずることができないときは、數  
察署長は、自ら当該措置を採ることができる。  
この場合において、転落積載物等を除去したときには、警  
察署長は、警  
察署長は、当該転落積載物等を保管し  
なければならない。  
なければならぬ。  
3 前条第三項から第十二項までの規定は、前項  
の規定による措置に係る転落積載物等について  
準用する。  
**(罰則)**  
1 第一項については第百十九条第二項第九  
号、第一百二十三条)  
**(沿道の工作物等の危険防止措置)**  
**第八十二条** 警察署長は、沿道の土地に設置され  
ている工作物等が道路における交通の危険を生  
じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあ  
るときは、当該工作物等の占有者等に対し、  
当該工作物等の除去その他当該工作物等につい  
て道路における交通の危険を防止し、又は交通  
の円滑を図るため必要な措置をとることを命ぜ  
ることができる。  
2 前項の場合において、当該工作物等の占有者  
等の氏名及び住所を知ることができないため、  
これらの方に対し、前項の規定による措置をと  
ることを命ずることができないときは、警察署  
長は、自ら当該措置をとることができる。  
この場合において、工作物等を除去したときは、警  
察署長は、当該工作物等を保管しなければなら  
ない。  
3 第八十二条第三項から第十二項までの規定  
は、前項後段の規定による保管について準用す  
る。  
**(罰則 第一項については第百十九条第二項第九  
号、第一百二十三条)**  
**(工作物等に対する応急措置)**  
**第八十三条** 警察官は、道路又は沿道の土地に設  
置されている工作物等又は転落積載物等が著  
く道路における交通の危険を生じさせ、又は交  
通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要す  
ると認めるとときは、道路における交通の危険を  
防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な  
限度において、当該工作物等又は転落積載物等  
の除去、移転その他応急の措置を採ることがで  
きる。

警察官は、当該工作物等又は転落積載物等を、当該工作物等が設置されていた場所又は当該転落積載物等が在った場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該工作物等又は転落積載物等を保管しなければならない。

第八章 第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

### 第一節 通則

(運転免許)

**第八十四条** 自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならぬ。

免許は、第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)、第二種運転免許(以下「第二種免許」という。)及び仮運転免許(以下「仮免許」という。)に区分する。

第一種免許を分けて、大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、大型特殊自動車免許(以下「大型特殊免許」という。)、大型二輪車免許(以下「大型二輪車免許」という。)、普通自動二輪車免許(以下「普通二輪車免許」という。)、小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)、原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)及び牽引免許の十種類とする。

第二種免許を分けて、大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)、中型自動車第二種免許(以下「中型第二種免許」という。)、準中型自動車第二種免許(以下「準中型第二種免許」という。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、大型特殊自動車第二種免許(以下「大型特殊第二種免許」という。)及び牽引第二種免許の五種類とする。

仮免許を分けて、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)、中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、準中型自動車仮免許(以下「準中型仮免許」という。)及び牽引第二種免許の四種類とする。

(第一種免許)

**第八十五条** 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じて、前項の規定による保管について準用する。

じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

5 大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けた期間（当該免許の効力が停止された期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。

6 中型免許を受けた者（大型免許を現に受けている者を除く。）で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。

7 準中型免許を受けた者（大型免許又は中型免許を現に受けている者を除く。）で、次の各号に掲げるものは、第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める自動車を運転することはできない。

一 二十一歳に満たない者又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しない者 政令で定める準中型自動車

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しない者 政令で定める普通自動車

8 普通免許を受けた者（準中型免許を現に受けている者を除く。）で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止された期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運転することはできない。

9 大型二輪免許を受けた者で、大型三輪免許又は普通二輪免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車又は普通自動二輪車を運転することはできな

<p>12 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被牽引車が旅客自動車運送事業の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）又は旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転することはできない。</p> <p>（罰則 第五項から第十項までについては第八条第一項第五号）</p> <p>（第二種免許）</p>	<p>11 普通二輪免許を受けた者（大型二輪免許を現に受けている者を除く。）で、大型二輪免許又は普通二輪免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかる、政令で定める普通自動二輪車を運転することはできない。</p>						
<p>第八十六条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。</p>	<p>12 第二種免許の種類</p>						
<p>自動車の種類</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">大型自動車</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">中型自動車及び準中型</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">小型自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">大型特殊自動車</td> <td style="padding-top: 5px;">普通自動車</td> <td style="padding-top: 5px;">普通自動車</td> </tr> </tbody> </table>	大型自動車	中型自動車及び準中型	小型自動車	大型特殊自動車	普通自動車	普通自動車
大型自動車	中型自動車及び準中型	小型自動車					
大型特殊自動車	普通自動車	普通自動車					
<p>2 前項の表の下欄に掲げる第二種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができる自動車等を</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">大型特殊第二種免許</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">普通第二種免許</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">普通第二種免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">大型特殊第二種免許</td> <td style="padding-top: 5px;">普通自動車</td> <td style="padding-top: 5px;">普通自動車</td> </tr> </tbody> </table>	大型特殊第二種免許	普通第二種免許	普通第二種免許	大型特殊第二種免許	普通自動車	普通自動車
大型特殊第二種免許	普通第二種免許	普通第二種免許					
大型特殊第二種免許	普通自動車	普通自動車					

運転すること（大型第二種免許を受けた者については旅客自動車である中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型第二種免許を受けた者については旅客自動車である普通自動車を運転することを含む。）ができる。

4 駆引第一種免許を受けた者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

5 代行運転普通自動車を運転しようとする者は、普通第二種免許を受けなければならぬ。

6 大型第二種免許又は中型第二種免許を受けた者は、第二項に規定するものほか、代行運転普通自動車を運転することができる。

（仮免許）

**第八十七条** 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を当該自動車を運転することができる第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため又は第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験若しくは第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定（次項において「試験等」という。）において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大型自動車であるときは大型仮免許を、中型自動車であるときは中型仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならない。

2 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等

において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けた期間（当該免許の効力が停止された期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者及び二十一歳に満たない者を除く。）その他公令で定める者同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、内閣府令で定めることにより当該自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて当該自動車を運転しなければならない。

4 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかわらず、代行運転普通自動車を運転することはできない。

5 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九運転免許試験（第九十条第一項及び第九十五条の第六項において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

（罰則 第二項後段については第八十八条第一項第六号 第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第三項）

一 大型免許にあつては二十一歳（政令で定め  
る者にあつては、十九歳）に、中型免許にあ  
つては二十歳（政令で定める者にあつては、  
十九歳）に、準中型免許 普通免許 大型特  
殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつて  
は十八歳に、普通二輪免許、小型特殊免許及  
び原付免許にあつては十六歳に、それぞれ満  
たない者

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許  
の拒否（同項第三号又は第七号に該当するこ  
とを理由とするものを除く。）をされた日か  
ら起算して同条第九項の規定により指定され  
た期間を経過していない者若しくは免許を保  
留されている者若しくは同条第二項の規定に  
よる免許の拒否をされた日から起算して同条  
第十項の規定により指定された期間を経過し  
ていない者又は同条第五項の規定により免許を保  
留された日から起算して同条第九項の規  
定により指定された期間を経過していない者  
若しくは免許の効力を停止している者若  
しくは同条第六項の規定により免許を取り消  
された日から起算して同条第十項の規定によ  
り指定された期間を経過していない者

三 第百三十三条第一項若しくは第四項の規定によ  
る免許の取消し（同条第一項（第四号を除  
く。）に係るものに限る。）をされた日から起  
算して同条第七項の規定により指定された期  
間（同百三十三条の二第一項の規定により免許の  
効力を停止された者が当該事案について免許  
を取り消された場合にあつては、当該指定さ  
れた期間から当該免許の効力が停止されてい  
た期間を除いた期間。以下この号において同  
じ。）を経過していない者若しくは第百三条  
第二項若しくは第四項の規定による免許の取  
消し（同条第四項の規定による免許の取消し  
にあつては、同条第二項に係るものに限る。）  
をされた日から起算して同条第八項の規定に  
より指定された期間を経過していない者又は  
同条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一  
項、第百四条の二の三第三項若しくは第三  
項若しくは同条第五項において準用する第百  
三条第四項の規定により免許の効力が停止さ  
れている者

四 第百七条の五第一項若しくは第二項、同条  
第九項において準用する第百三条第四項又は  
第一百七条の五第十項において準用する第百三  
条の二第一項の規定により自動車等の運転を  
禁止されている者

2 大型仮免許にあつては二十一歳（政令で定め  
る者にあつては、十九歳）に、中型仮免許にあ  
つては二十歳（政令で定める者にあつては、十  
九歳）に、準中型仮免許及び普通免許にあつ  
ては十八歳に、それぞれ満たない者に対し  
ては、仮免許を与えない。  
3 免許を現に受けている者は、当該免許と同一  
の種類の免許を重ねて受けることができない。  
(免許の申請等)

**第八十九条** 免許を受けようとする者は、その者の住所地（仮免許を受けようとする者で現に第十九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものにあつては、その者の住所地又は当該自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める様式の免許申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該免許申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならぬ。

2 前項に規定する公安委員会は、同項の規定により免許申請書を提出しようとする者に対し、その者が次条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる。

3 第一項の規定により自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会（その者の住所地を管轄する公安委員会を除く。）に仮免許に係る免許申請書を提出し、当該公安委員会の仮免許を受けている者であつて、現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものは、自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについて当該公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う検査を受けることができる。この場合において、当該公安委員会は、その者が自動車の運転について必要な技能を有すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に對しその旨を証する書面を交付するものとする。

(罰則) 第一項については第百十七条の四第一項  
(第三号)  
(免許の拒否等)

は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していなければ(年齢の制限による)に限る。)に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与える、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一次に掲げる病気につき、(イ)幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの(ロ)発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの(ハ)又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知症(第一百一条第一項及び第百三条第一項第一号の二において単に「認知症」という。)である者二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三 第八項の規定による命令に違反した者四 自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為(次項第一号から第四号までに規定する行為を除く。)をした者

五 自動車等の運転者を唆してこの法律の規定に違反する行為で重大なものとして政令で定めるもの(以下この号において「重大違反」という。)をさせ、又は自動車等の運転者が重大違反をした場合において当該重大違反を助ける行為(以下「重大違反唆し等」という。)をした者

六 道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従つて用いることにより人を死傷させる行為(以下「道路外致死傷」という。)で次項第五号に規定する行為以外のものをした者

七 第百二条第一項から第四項までの規定によることの各号のいずれかに該当する者についての命令を受け、又は同条第六項の規定による通知を受けた者

前項本文の規定にかかるわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者についての命令を受け、又は政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

二 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをした者

三 自動車等の運転に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第四条までの罪に当たる行為をした者

四 自動車等の運転に関する法律(平成二年法律第二条から第四条までの罪に当たる者)

五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律(第二項の違反行為をした者)

第六項第一号、第三号又は第四号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

七 第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は前二項の規定による処分について、それぞれ準用する。この場合において、

て、第三項中「第一項ただし書」とあるのは、「第五項」と、「同項第四号」とあるのは、「第一項第四号」と、第四項中「第一項ただし書」とあるのは、「次項」と、「第二項」とあるのは、「第六項」と読み替えるものとする。

8 公安委員会は、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

9 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の拒否（同項第三号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。）をし、又は第五項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができる期間を指定するものとする。

10 公安委員会は、第二項の規定により免許の拒否をし、又は第六項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

11 第五項の規定により免許を取り消され、若しくは免許の効力の停止を受けた時又は第六項の規定により免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

12 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の保留（同項第四号から第六号までのいずれかに該当することを理由とするものに限る。）をされ、又は第五項の規定により免許の効力の停止を受けた者が第八条の第二項第三号に掲げる講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することができる。

13 公安委員会は、仮免許の運転免許試験に合格した者が第一項第一号から第二号までのいずれかに該当するときは、同項本文の規定にかかる限り、政令で定める基準に従い、仮免許を与えることができる。

(大型免許等を受けようとする者の義務)

**第九十条の二** 次の各号に掲げる種類の免許を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

一 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許 第百八条の二第一項第四号及び第八号に掲げる講習

二 大型二輪免許又は普通二輪免許 第百八条の二第一項第五号及び第八号に掲げる講習

三 原付免許 第百八条の二第一項第六号に掲げる講習

四 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許 第百八条の二第一項第七号及び第八号に掲げる講習

2 公安委員会は、前項各号に掲げる種類の免許に係る運転免許試験に合格した者（同項ただし書の政令で定める者を除く。）がそれぞれ同項各号に定める講習を受けていないときは、その者に対し、免許を与えないことができる。  
(免許の条件)

**第九十一条** 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要な限りと認めるときは、必要な限度において、免許に、その免許に係る者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(罰則) 第百十九条第一項第二十号  
(申請による免許の条件の付与等)

**第九十二条の二** 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することは、政令で定めるところにより、当該申請に係る。

る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の規定による条件の変更をすることができる。

（罰則） 第二項については第一百十九条第一項第十一号

3 公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるとときは、当該申請をした者に対し、当該審査を行うことができる。

（第三節 免許証等）

（免許証の交付）

第九十二条 免許は、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付して行なう。この場合において、同一人に対し、日を同じくして第一種免許又は第二種免許のうち二以上の種類の免許を与えるときは、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、当該種類の免許に係る免許証の交付に代えるものとする。

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

（免許証の記載事項）

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項（次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。）を記載するものとする。

一 免許証の番号

二 免許の年月日並びに免許証の交付年月日及び有効期間の末日

三 免許の種類

四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

五 免許を受けた者が第九十五条の六第一項の表の備考一の口に規定する優良運転者（第一百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。）である場合にあつては、その旨

公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条又は第九十二条の二第二項の規定により、免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

付し、又は免許に付されていいる条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

**第九十三条の二** 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるもの的一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することができる。（免許の記載事項の変更届出等）

**第九十四条** 免許を受けた者は、第九十三条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあっては、同条の規定による記録）を受けなければならぬ。

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、前条の規定による記録を毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

**罰則** 第一項については第百二十二条第一項第三号（免許証の携帯及び提示義務）

**第九十五条** 免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯しないなければならない。免許を受けた者は、自動車等を運転する場合において、警察官から第六十七条第一項又是第二項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

**（罰則 第一項については第百二十二条第一項第三号（特定免許情報の記録等）**

**第九十五条の二** 免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いづれも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納することができる。

**第九十五条の三** 免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いづれも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納することができる。

**（罰則 第二項については第百二十一条第一項第二号（特定免許情報の記録等）**

**第九十五条の四** 免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いづれも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納することができる。

**（罰則 第二項については第百二十一条第一項第二号（免許情報記録個人番号カードの特則）**

**第九十五条の三** 免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許及びその者が現に受けている特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が同条第一項の規定により交付された部分を有することができる。」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード（第九十五条の二第四項に規定するカーデ記録事項が記録された部分と区分されれた部分をいう。以下同じ。）に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。」とある。

2 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。

一 免許情報記録（個人番号カードに記録された特定免許情報を記録することを申請することができる。）の番号

二 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間

三 免許の種類

四 第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

五 第九十三条第三項の規定により免許証（仮免許に係るもの）を除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。）に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

1 免許の効力が停止されているとき。

2 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第十項の規定により効力を失つて、免許情報の効力に影響を及ぼさないものとする。

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードを有する者は、いつでも免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることがで

きる。

11 免許を受けた者は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十二条第二項の規定による免許証の交付を行ふとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

12 第一項及び前項の申請の手続並びに第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

**（罰則 第八項については第百二十一条第一項第十号（免許情報記録個人番号カードの特則）**

**第九十五条の四** 免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記載を行ふとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。

(免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則)

**第九十五条の五** 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定にかかわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えたものとする。

個人番号カードのみを有するものについての第九十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあっては、同条の規定による記録）を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えに適用する第一項」とする。

前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

一　国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）、第一百二十条の三第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者　本籍

二　国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録された情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じている者　住所、氏名及び生年月日

国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

## 第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係

免許証（第九十五条の二第一項の規定により交付された免許証（第一百七条の規定により読み替えて適用する第一百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第一百六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対しても同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」といいう。）、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ 更新日等	次の（1）から（5）までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ当該（1）から（5）までに定める日
（1） 第一百一条第六項の規定により更新された免許証及び免許情報記録	当該更新された日
（2） 更新証明書の交付を受けた者のうち百一条第六項の規定による免許情報記録の左	

日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日  
(5) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日 口 優良運転者 更新日等 特別失効者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定に

付又は特定 免許証の交 換者	記録を受け た者の区分	優良運転者 及び一般運 転者	免許情報の 記録を受け た者の区分
七十歳	七十歳未満	満了日等の後の その者の五回目 の誕生日から起 算して一月を経 過する日	満了日等の後の その者の五回目 の誕生日から起 算して一月を経 過する日
満了日等の後 の誕生日から起 算して一月を経 過する日	満了日等の後 の誕生日から起 算して一月を経 過する日	満了日等の後 の誕生日から起 算して一月を経 過する日	満了日等の後 の誕生日から起 算して一月を経 過する日

備考	違反運転者	七十一歳以上	過する日
<p>一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>イ 更新日等 次の（1）から（5）までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該（1）から（5）までに定める日</p> <p>（1） 第一百一条第六項の規定により更新された免許証及び免許情報記録 当該更新された日</p> <p>（2） 更新証明書の交付を受けた者のうち第一百一条第六項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 当該更新証明書の交付を受けた日</p> <p>（3） 第一百一条の二第四項の規定により更新証明書の交付を受けた者のうち同項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証及び免許情報記録並びに更新証明書の交付を受けた者のうち同項の規定により記録された免許情報記録 第一百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日</p> <p>（4） 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証等の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。以下この表において「特別失効者」という。又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号まで</p>		満了日等の後の誕生日から起算して一月を経過する日	算して一月を経過する日

口 優良運転者 更新日等(特別失効者に對して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証又は免許情報記録の有効期間の末日、特別取消処分者にして第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該取消しを受けた日。二において同じ。)までに継続して免許(仮免許を除く。二において同じ。)を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく处分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

ハ 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

ニ 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく处分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況



自動車等の運転の禁止（第二百三十三条第一項第一号から第四号まで又は第七百七条の五第一項第一号に該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者（第二百八条の二第一項第二号において「準取消処分者等」という。）で、運転免許試験を受けようとするものについて準用する。この場合において、前項中「当該処分前に行われた講習」とあるのは「当該免許が失効する前又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなる前に行われた講習」と、「当該処分を受けた後」とあるのは「当該免許が失効した後又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなつた後」として読み替えるものとする。

**第九十七条** 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験については第一号及び第三号、電力免許試験については第二号）に依る。

二 自動車等の運転について必要な適性  
三 自動車等の運転について必要な技能  
四 自動車等の運転について必要な知識

で  
な  
い  
。

4 前三項に規定するもののほか、運転免許試験  
許試験は、第八百八条の二十八第四項の規定により国家公安委員会が作成する教則の範囲内で行う。

**第九十七条の二** 次の各号のいずれかに該当する  
(運転免許試験の免除)

者に對しては、それぞれ當該各号に定める運転免許試験を免除する。  
一 第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの。その者が当該検査の時に受けっていた仮免許の区分に応じ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免

二 第九十九条の五第五項に規定する卒業証明  
許のいづれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

二 第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書（同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る。）を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して一年を経過しないものは同項に規定する修了証明書（同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限るものとし、政令で定めるものを除く。）を有する者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して三月を経過しないもの（当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

三 第百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第一百五条の規定により効力を失

の者の免許が第百五条の規定により交付を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者）にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（以下「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの（その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつて大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（以下この条

及び第一百一条の四において「普通自動車等」という。」の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆

し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘査して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める

基準に該当するものに限り、同日前一年以内に第一百二条第一項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあ

つては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。口及びハ並びに第百一条の四第二項に

つては、その者が第一百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。口及びハ並びに第一百一条の四第二項において同じ。」を提出した者その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）又は第八百八条の三十二の三第一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査等」という。）を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。）認知機能検査等、公安委員会が内閣府令で定めることにより行う普通自

動車等の運転について必要な技能に関する  
検査（同号口及び第百十二条第一項第五号  
の四に依りて「重云技能検査」といふ。）

の四において「運転お前検査」といふ。又は第百八条の三十二の三第一項第三号に掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査(以下「運転技能検査等」という)及び第百八条の二第一項第二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習、同号に掲げる講習

项目的規定による。読習（同号）に掲げる讀習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。口から二までにおいて同じ。）又は第一百八条の三十一の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。口から二までにおいて同じ。）

第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上者の（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び同日前一年以内に第二百二十二条

第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受け必要がないものとして内閣府令で定める者を除く)。認知機能検査等及び第百八条

の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第三項の規定による講習又は第八百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ハ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようと

する者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ、同日前一年以内に第一百二条第一項から第四項までの規定により診断書を

する者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。) 運転技能検査等及び第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同一項の運転免許取得者等教育の課程

二 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者(イからハまでに掲げる者を除く。) 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百

八条の三十一の「第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程」に付する記入欄に記入する旨を掲げる旨(イト)の者 第百

四

は普通自動車を運転することができる免許について第一百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超えて一年を経過しないもの。その者が受けた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百十七条の四第一項第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算

して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの（その者が受けた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。））

2 公安委員会は、前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第三号又は第五号に定める運転免許試験を免除しないことができる。

3 第一項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除することができる。（運転免許試験の停止等）

5 第九十七条の三 公安委員会は、不正の手段によつて運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その運転免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

6 第九十七条の三 公安委員会は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該運転免許試験に係る免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

7 公安委員会は、第一項の規定による处分を受けた者に対し、情状により、一年以内の期間を定めて、運転免許試験を受けることができないものとすることができる。

#### 第四節の二 自動車教習所

（自動車教習所）

**第九十八条** 自動車教習所（免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。以下同じ。）

所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に努めなければならない。

2 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、内閣府令で定めるところにより、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 自動車教習所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 公安委員会は、前項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対する自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

5 公安委員会は、前項の指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、自動車安全運転センターに対し、当該指導又は助言に係る自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習を行う職員に対する研修その他の当該職員の資質の向上を図るための措置について、必要な配慮を加えるよう求めることができる。

6 第九十九条の二 指定自動車教習所を設置する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

7 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けない者は、技能検定員となることができない。一方では、法令により公務に従事する職員とみなされている、法律により公務に従事する職員とみなす。

8 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより技能検定に関する技能及び知識を有する者と同等以上の技能及び知識を有する者と認める者

9 第九十九条の三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

10 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けない者は、教習指導員となることができない。

11 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせてはならない。

12 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより自動車の運転に関する技能

を設置し、又は管理する者は、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に努めなければならない。

2 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、内閣府令で定めるところにより、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 自動車教習所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 公安委員会は、前項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対する自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

5 公安委員会は、前項の指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、自動車安全運転センターに対し、当該指導又は助言に係る自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習を行う職員に対する研修その他の当該職員の資質の向上を図るための措置について、必要な配慮を加えるよう求めることができる。

6 第九十九条の二 指定自動車教習所を設置する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

7 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けない者は、技能検定員となることができない。一方では、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより技能検定に関する技能及び知識を有する者と同等以上の技能及び知識を有する者と認める者

9 第九十九条の三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

10 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けない者は、教習指導員となることができない。

11 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせてはならない。

12 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより自動車の運転に関する技能

定員として選任されることとなる職員が置かれていること。

2 犯罪金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者に規定する罪（第一百七十七条の二の二の第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

3 第九十九条の三第四項の教習指導員資格者証の交付を受けおり、同条第一項の規定により教習指導員として選任されることとなる職員が置かれていること。

4 自動車の運転に関する技能及び知識の教習並びに技能検定（自動車の運転に関する技能についての検定で、内閣府令で定めるところにより行われるものをいう。以下同じ。）のための設備が政令で定める基準に適合していること。

5 当該自動車教習所の運営が政令で定める基準に適合していること。

6 第九十九条の二 指定自動車教習所を設置する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

7 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けない者は、技能検定員となることができない。一方では、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 公安委員会は、前項の技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

9 第九十九条の二 指定自動車教習所を設置する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

10 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けない者は、技能検定員となることができない。一方では、法令により公務に従事する職員とみなす。

11 指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対する自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

12 公安委員会は、前項の指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、自動車安全運転センターに対し、当該指導又は助言に係る自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習を行う職員に対する研修その他の当該職員の資質の向上を図るための措置について、必要な配慮を加えるよう求めることができる。

13 第九十九条の二 指定自動車教習所を設置する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

14 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けない者は、技能検定員となることができない。一方では、法令により公務に従事する職員とみなす。

15 指定自動車教習所を設置する者は、技能検定を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

16 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けない者は、教習指導員となることができない。

17 指定自動車教習所を設置する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせてはならない。

18 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより自動車の運転に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより技能検定に関する技能及び知識を有する者と同等以上の技能及び知識を有する者と認める者

19 第九十九条の三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

20 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けない者は、教習指導員となることができない。

21 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせてはならない。

22 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めることにより自動車の運転に関する技能





(前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は經由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。)が行う第八百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日(第二百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者)については、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第八百八条の二第一項第十二号において同じ。)前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車運転免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行った運転技能検査等を受ければならない。

あつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならぬ旨、該当運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他當該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項等（更新された免許証の交付等）

4	1	前項に規定する場合において、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについての確認を求められたときは、これに回答するものとする。
3	2	刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による届出をすることを妨げるものと解釈してはならない。
2	3	前項に規定する場合において、公安委員会は、(本邦に上陸 (同条に規定する上陸をいう。) をした日から起算して滞在期間が一年を超えている者を除く。) であることを知つたときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができる。

---

Digitized by srujanika@gmail.com

一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行つた場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めた者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第八十条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けているないときは、第一百一条第六項又は

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第一百一条第六項又は第一百二条の二第四項の規定にかかるらず、免許証等の更新をしないことができる。

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

外に居住する者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

の者に対し、免許証等の更新をしないことがで  
きる。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならぬ旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項

3 免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。

4 前項の規定による免許情報記録の書換えを受ける地公安委員会において受けた者は、第九十一条の二第四項の規定にかかるわらず、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができる。

5 第二項の申出の手続について必要な事項は、

づく処分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行わるやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前日の以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第一百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査等を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行う

前項に定めるもののほか、免許証等の更新を  
習を受けていないればならないただし、当該  
講習を受ける必要がないものとして政令で定め  
る者は、この限りでない。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者で

内閣府令で定める。  
(免許を受けた者に対する報告徴収)

か  
2 ものとする。  
　公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を行おうとするときは、内閣府令で定めると

受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までに規定する書類を提出する場合に

あつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定によ

第三百三十三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかを調査するたまに必要があると認めるときは、内閣府令で定めることにより、その者に對し、必要な報告を

3 これらにより、認知機能検査を行う旨を当該認知機能検査に係る者に書面で通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた者は、当該通

四項までの規定により詔勅書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第

本項第一項の規定に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならぬ旨、当該認知機能検査等を受けることがきる日時及び場所その他当該認知機能検査等

(罰則 第百一十七条の四第一項第三号)  
(医師の届出) めることができる。

直ちに該規定に該規定をもつて行はるに當り認知機知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査等を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期

百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならぬ。

三 に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項  
免許を現に受けている者で更新期間が満了した者に付ける三令(二十歳以上二十九歳未満)

**第一百一条の六** 医師は、その診察を受けた者が百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当すると認めた場合において、その旨を記載せしむる。

間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査等を受けなければならぬ。



定に基づく処分に違反したとき（次項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）	八 前各号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。
七 道路外致死傷をしたとき（次項第五号に該当する場合を除く。）	八 前各号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。
六 重大違反唆し等をしたとき。	八 前各号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。
五 運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。	八 前各号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。
四 自動車等の運転に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をしたとき。	二 自動車等の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をしたとき。
三 自動車等の運転に関し第一百七十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）	三 自動車等の運転に関し第一百七十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき。
二 自動車等の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をしたとき。	二 自動車等の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をしたとき。
一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は免許を取り消すことができる。	一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は免許を取り消すことができる。

五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後には（同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができる）。	六 重大違反の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
五 免許を取り消すことができる。	五 免許を取り消すことができる。
四 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	四 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
三 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	三 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
二 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	二 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
一 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	一 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）

五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後には（同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができる）。	六 重大違反の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
五 免許を取り消すことができる。	五 免許を取り消すことができる。
四 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	四 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
三 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	三 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
二 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	二 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
一 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	一 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）

五号に該当する者が第一百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後には（同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができる）。	六 重大違反の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
五 免許を取り消すことができる。	五 免許を取り消すことができる。
四 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	四 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
三 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	三 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
二 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	二 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）
一 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）	一 免許の停止（第一項第一号から第四号に該当する場合を除く。）

は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わないで第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）をすることができる。

前各項に定めるもののほか、意見の聴取の実施について必要な事項は、政令で定める。

（聴聞の特例）

**第一百四条の二** 公安委員会は、第一百三条第一項又は第四項の規定により免許の効力を九十日以上停止しようとするとき（同条第一項第五号に係る場合を除く。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞又は第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。）若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る。）に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

5 第二項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事項の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

（再試験に係る取消し）

**第一百四条の二の二** 再試験を行つた公安委員会は、再試験の結果、再試験を受けた者が当該免許に係る免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならぬ。

2 再試験の通知を受けた者が第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の当該免許を取り消さなければならぬ。

3 公安委員会は、前項の規定により当該免許を取り消そうとする場合において、当該处分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該处分に関する第六項において準用する第百四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、その者が第百条の二第五項の規定に違反して当該再試験を受けないと認めている者の当該免許を取り消さなければならぬ。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二項の規定にかかわらず、その者の当該免許を取り消すことができる。

5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消そうとする場合について準用する。

6 第百四条（第三項を除く。）の規定は、第二項又は第四項の規定により免許について準用する。

7 第一項、第二項又は第四項の規定により当該免許を取り消された時におけるその者の住所が当該处分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該处分をした公安委員会は速やかに当該处分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

（臨時適性検査に係る取消し等）

**第一百四条の二の三** 公安委員会は、第一百二条第一項から第四項までの規定により適性検査を行ない、又はこれらの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期

たときは、その期間。(第七項において同じ。)以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合(同項第五号に該当する者が第二百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)には、同項」とあるのは「第一百一条の七第三項の規定による命令として当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第一百二条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」と、「停止することがができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することがができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第一百四条の二の三第三項又は同条第五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

第四項の規定は、前項において準用する第三条第四項の規定により免許の効力を停止した場合について準用する。

第七項  
第一百四条の二(第五項を除く。)の規定は、公安委員会が第三項の規定又は第五項において準用する第二百三条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。(若年運転者期間に係る取消し)

の法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達した

2 て  
いる者にあつては、中型免許を除く。) を取  
り消さなければならぬ。

前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第八十条の三の規定による通知を受けた者が第二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるとき又は第八十条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許（第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならぬ。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。

第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合について準用する。

2 力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

号( ) 3 公安委員会がその者の所在が不明であることの他の理由により前項の規定による書面の交付をすることができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けない者の所在を知つたときは、警察官は、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して当該書面の交付を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

警察官は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会(その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会)との者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会に通知しなければならない。

(罰則) 第二項については第一百二十三条の二第一

4 前項の規定により与えられる免許は、第二項の規定により取り消された免許を受けた日に受けたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の取消しについて必要な事項は、内閣府令で定める。  
(免許の失効)

**第一百五条** 免許は、免許を受けた者が免許証等の更新を受けなかつたとき（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかつたとき）は、その効力を失う。  
(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)

**第一百五十二条** 第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者（同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。）及び前条の規定により免許が失効した者（当該免許が失効した日の前日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安部員会に対し、運転経歴証明書（当該

5 方により記録するものとする。  
前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

(国家公安委員会への報告)

付等)

証の返納を受け、又は第一項の申出をした者に係る第一百六条の四第一項第一号の規定による免

けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転免許の申請に際して、運転免許の

6 第四百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第八百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第一百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときにおける部分に限る。）の規定により特例取得免許を取り消す場合においては、第一百四条第三項の規定は準用しない。

7 第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

（免許の又は功力の停止に係る書面の交付）

**第三百四条の四** 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。この場合において、その者は、第八十九条第一項及び第九十条の二第一項の規定にかかるらず、併せて、当該免許が取り消された場合には他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに政令で定める種類のものに限る。）を受けたい旨の申出をすることができるのである。

取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分 第三項において「運転経歴区分」という。により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。)の交付を申請することができる。

前項の規定による申請を受けた公安委員会は 政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報(第百四条の四第二項の規定による免許の取消ことと要



。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)の行政署若しくは権限のある機関の免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)を所持する者(第八十八条规定第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)は、第六十四条第一項の規定にかかるらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十六条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとのみなされる場合を含む。)又は出入国管理制度及び難民認定法第六十一条の二の十五第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出國し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。)百第十七条の二の二第一項第一号において同じ。)をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(に係る国際運転免許証等を携帯していなければ  
ならない。第九十五条第二項の規定は、この場  
合について準用する。

(罰則) 前段については第百二十二条第一項第十  
二号、同条第三項 後段については第百二十一条第  
一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告  
徴収)

**第一百七条の三の二** 公安委員会は、国際運転免許  
証等を所持する者が当該国際運転免許証等に係  
る発給の条件を満たしているかどうかを調査す  
るために必要があると認めるとき（その者が第百  
三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のい  
ずれかに該当するかどうかを調査するため必要  
があると認めるときに限る。）は、内閣府令で  
定めるところにより、その者に対し、必要な報  
告を求めることができる。

(罰則) 第百十七条の四第一項第三号)

(臨時適性検査)

**第一百七条の四** 公安委員会は、国際運転免許証等  
を所持する者について、当該国際運転免許証等  
に係る発給の条件が満たされなくなつたと疑う  
理由があるとき（その者が第百三条第一項第一  
号から第三号までのいずれかに該当することと  
なつたと疑う理由があるときに限る。）は、臨  
時に適性検査を行うことができる。この場合に  
おいて、公安委員会は、前条の規定による報告  
の内容その他の事情を考慮するとともに、あら  
かじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な  
事項をその者に通知しなければならない。

2 前項後段の規定による通知を受けた者は、通  
知された期日に通知された場所に出頭して適性  
検査を受けなければならない。

3 公安委員会は、道路における危険を防止し、  
その他交通の安全を図るために必要があると認め  
るとときは、第一項の適性検査を受けた者に対  
し、運転をするに当たつてその者の身体の状態  
に応じた必要な措置をとることを命ずることが  
できる。

4 前三项に定めるもののほか、第一項の規定に  
よる適性検査について必要な事項は、内閣府令  
で定める。

(罰則) 第三項については第百十九条第一項第二  
十号)

(軽微違反行為をした者の受講義務)

**第二百七条の五** 国際運転免許証等を所持する者が、当該行為が同条の政令で定める基準に該当したこととなつた場合について準用する。(自動車等の運転禁止等)

次の各号のいずれかに該当することとなつときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安部委員会は、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めてその者に對し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第二百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該处分は、その者が前条において準用する第二百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 国際運転免許証等の発給の条件が満たされなくなつたことが明らかになつたとき(その者が第二百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたときに限り)。

二 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反したとき(次項各号のいずれかに該当する場合を除く)。

国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安部委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対する自動車等の運転を禁止することができる。

自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

三 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をしたとき。

四 自動車等の運転に関し第二百一十七条第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く)。

五 第二項の違反行為をしたとき。

3 第百三条第十項の規定は、第一項の規定又は第九項において準用する同条第四項の規定による自動車等の運転の禁止を受けた者について準用する。この場合において、同条第十項中「その者の免許の効力の停止の期間」とあるのは、「その者の自動車等の運転の禁止の期間」と読み替えるものとする。

4 第四百四条の規定は、公安委員会が第一項第一号又は第二項各号に該当してこれららの規定により自動車等の運転を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。以下この項において同じ。）以上禁止しようとする場合及び第九項において準用する第百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の処分移送通知書（第一項第二号及び第二項各号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について、第一百四条の二の規定は、公安委員会が第一項第一号に該当して同項の規定により自動車等の運転を九十日以上禁止しようとする場合及び第九項において準用する第百三条第三項の処分移送通知書（第一項第一号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について準用する。この場合において、第一百四条第四項中「第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）」の送付を受けた場合について准用する。この場合において、第一百七条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものは、同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）をする」とあるのは、「第百十七条の五第一項若しくは第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号及び第二項各号に係るものに限る。）をする」と、第一百四条の二第二項中「前項の聽聞又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。）若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る。）に係る聽聞」とあるのは、「前項の聽聞」と読み替えるものとする。

5 国際運転免許証等を所持する者は、第一項若しくは第二項の規定により、又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止されたときは、速やかに、国際

運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第一百三条の二第五項若しくは第六項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分の期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

第一項若しくは第二項の規定により、若しくは第九項において準用する第一百三条第四項の規定により、又は第十項において準用する第一百三条第一項の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該処分の期間中に本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

9 公安委員会は、第一項若しくは第二項の規定により、若しくは次項において準用する第一百三

8 第百三十九条の二（第四項を除く。）の規定は、

第五項において、同条第一項各号のいずれかに該当する

条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、又は第三項において準用する同条第十項の規定により期間を短縮したときは、内閣府令で定めるところにより、当該処分に係る者の国際運転免許証等に当該処分に係る事項を記載しなければならない。

第一項若しくは第二項の規定により、若しくは第九項において準用する第一百三条第四項の規定により、又は第十項において準用する第一百三

条第一項の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該処分の期間中に本邦から出

国した後に再び本邦に上陸したときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。前

項の規定は、この場合について準用する。

10 第百三十九条の二（第四項を除く。）の規定は、

第五項において、同条第一項各号のいずれかに該当する

条第一項の規定により自動車等の運転を禁止し、又は第三項において準用する同条第十項の規定により期間を短縮したときは、内閣府令で定めることとされるている自動車等に對応する条約附

属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給する

もの（以下「国外運転免許証」という。）の交付を受けようとする者は、「所持する」と、同条第

六項中「前条第三項」とあるのは、「第百七条の

五第九項において準用する前条第三項」と、同

条第七項中「前条第一項、第二項又は第四項の

規定」とあるのは、「第百七条の五第一項若しく

は第二項の規定又は同条第九項において準用す

る前条第四項の規定」と、同条第八項中「前条

第一項又は第四項の規定」とあるのは、「第百七

条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第

九項において準用する前条第四項の規定」と読

み替えるものとする。

11 第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二

項の規定又は第九項において準用する第一百三

条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をし

た場合について準用する。

（罰則） 第五項、第七項及び第十項については第

百二十二条第一項第十号、第十一項については第

百二十三条の二第二号（自動車等の運転禁止等の報告）

12 第百四条の九 国外運転免許証は、当該国外運

転免許証に係る免許が失効し、又は取り消された

ときは、その効力を失う。

（国外運転免許証の有効期間）

13 第百四条の八 国外運転免許証の有効期間は、当

該国外運転免許証の発給の日から起算して一年

とする。

（国外運転免許証の失効）

14 第百四条の九 国外運転免許証は、当該国外運

転免許証に係る免許が失効し、又は取り消された

ときは、その効力を失う。

（国外運転免許証の返納等）

15 第百四条の十 国外運転免許証の交付を受けた者

は、当該国外運転免許証の有効期間が満了し、

又は当該国外運転免許証が失効したとき（当該

国外運転免許証の有効期間が満了した時又は当

該国外運転免許証が失効した時に本邦外の地域

に在る者については、本邦に帰国したとき。）

は、すみやかに、当該国外運転免許証をその住

所地を管轄する公安委員会に返納しなければな

らない。

（国外運転免許証の交付）

16 第百四条の六 公安委員会は、内閣府令で定め

る後段の規定による通知をしたとき、前条第一

項若しくは第二項若しくは同条第九項において

準用する第一百三条第四項の規定により自動車等

の運転を禁止し、若しくは前条第三項において

準用する第一百三条第十項の規定により期間を短

縮したとき、又は警察署長が前条第十項において

準用する第一百三条の二第一項の規定により自動

車等の運転を禁止したときは、内閣府令で定

める事項を国家公安委員会に報告しなければな

い。

（講習） 第六章の二 講習

17 第百四条の二 公安委員会は、内閣府令で定め

るところにより、次に掲げる講習を行うものとす

る。

一 安全運転管理者等に対する講習

二 取消処分者等又は準取消処分者等に対する

講習

三 第九十条第一項ただし書の規定による免許

の保留、同条第五項若しくは第一百三条第一項

若しくは第四項の規定による免許の効力の停

止又は第一百七条の五第一項の規定若しくは同

第九項において準用する第三百四条第一項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第一百三号第一項第一号から第四号まで又は第七十七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者及び第一百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者を除く。）に対する講習

四 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けようとする者の受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

五 大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

六 原付免許を受けようとする者に対する一般講習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習

八 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。）に関する講習

九 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習

十 基準該当初心運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習

十一 免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者、第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は第一百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に、加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を

十三 講習 及ぼす可能性があることを理解させるための講習

十四 免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をし、当該行為が第一百二条の二の政令で定める基準に該当することとなつたものに対する講習

十五 基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許による自動車の運転に関する講習

十六 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

十七 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

十八 公安委員会は、前項各号に掲げるもののほか、車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るために該当の車両の運転者に対する講習を行うよう努めなければならない。

十九 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十五号若しくは第十六号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(初心運転者講習の手続)

第二百八条の三 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基準該当初心運転者に対する講習を受けない者の者が第一百条の二第一項に規定する行為をして、当該行為が同項本文の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、前条第一項第十一号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けることができる旨を書面で通知するものとする。

前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあっては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に限り、初心運転者講習を受けることができる。

第二百八条の三の二 公安委員会は、免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者が軽微違反行為をし、当該行為が第一百二条の二の政令で定める基準に該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その者に対し、第二百八条の二第一項第十三号に掲げる講習を行う旨を書面で通知しなければならない。

**(若年運転者講習の手続)**

**第八百八条の三の三** 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基準該當若年運転者に對し、その者が自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為をし、当該行為が第八百二条の三の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、第八百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を行ふ旨を書面で通知しなければならない。

（講習通知事務の委託）

**第八百八条の三の四** 公安委員会は、第八百八条の三第一項又は前二条の規定による通知の実施に係る事務（次項において「講習通知事務」といいう。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

前項の規定により講習通知事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る講習通知事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**（罰則） 第二項については第八百十七条の五第一項（第二号）**

**（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）**

**第八百八条の三の五** 公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に對し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第八百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

**（公安委員会は、自転車の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「自転車危険行為」という。）を反復して**

した者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第八十条の二第一項第十六号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

**（罰則 第百一十条第一項第十七号）**  
**（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告）**

**第八十条の三の六** 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は自転車の運転者が自転車危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。  
(指定講習機関)

**第八十条の四** 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一 第八十条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。）自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三号及び次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習（自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（同条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なも





- 三 地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

前各項に定めるものほか、地域交通安全活動推進委員に関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(地域交通安全活動推進委員協議会)

第六百八条の三十 地域交通安全活動推進委員は、  
第一百零二条の二 地域交通安全活動推進委員会が定める区域ごとに、地域交通安全活動推進委員協議会を組織するものとする。

第二百零一条 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員が前条第二項の活動を行う場合においてその活動の方針を定め、並びに地域交通安全活動推進委員相互の連絡及び調整を行うことその他地域交通安全活動推進委員が能率的にその任務を遂行するために必要な事項で意見を、公安部委員会及び当該地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長に申し出ることができる。

第三百零二条 前三项に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員協議会に關し必要な事項は、国家公安部委員会規則で定める。

(都道府県交通安全活動推進センター)

第六百八条の三十一 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるると認められるものを、その申出により、都道府県に「一」を限つて、都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

二 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行ふものとする。  
一 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての啓発活動を行ふこと。  
二 適正な交通事故の相談に応ずること。  
三 交通事故に関する相談に応ずること。

四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。

- 五 道路における車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと（第二号に該当するものを除く。）。

六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと（第一号に該当するものを除く。）。

七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に關し、道路又は交通の状況について調査すること。

八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること（前号の許可に係るものを除く。）。

九 運転適性指導（道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。）を行うこと。

十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。

十一 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。

十二 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。

十三 前各号の事業に附帯する事業

十四 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

十五 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

十六 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関するては、法令により公務に従事する職員とみなす。

- (罰則) 第五項については第百七十七条の五第一項  
(第二号)  
(全国交通安全活動推進センター)  
**第一百八条の三十二** 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次项に規定する事業を行ふことを目的とすることができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。  
全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。  
一 交通事故に関する相談に応ずる業務を担当する者、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項についての照会及び相談に応ずる業務を担当する者、運転適性指導の業務を担当する者その他道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。  
二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての二以上の都道府県の区域における広報活動を行うこと。  
三 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。  
四 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての二以上の都道府県の区域における啓發活動を行うこと(前号に該当するものを除く。)。  
五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用並びに運転適性指導に関する調査研究を行うこと。  
六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行ふ者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修(道路運送法及び貨物自動車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く)を行うこと。  
七 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。  
八 前各号の事業に附帯する事業

前条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定は、全国センターについて準用する。この場合、  
のその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。

- 合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは、「国家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは、「国家公安委員会」と、「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、「第二項各号」と、同条第八項中「第一項」とあるのは、「次条第七項中「第二項各号」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

(運転免許取得者等教育の認定)

**第一百八条の三十二の二 免許(仮免許を除く。)**

現在に受けている者は又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育(以下「運転免許取得者等教育」という。)を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

一 公安委員会は、前項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 運転免許取得者等教育を行う者は、当該運転免許取得者等教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。

4 第八十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行なう者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは「第八十条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育」と、自動車教習所における教習」とあるのは「運転免許取得者等教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習」とあるのは「第八十条の三十二の二第一項の運転免許取得者等教育」と読み換えるものとする。

5 公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の認定の申請その他同項の認定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(罰則) 第三項については第八十二条第二号

(運転免許取得者等検査の認定)

第七十条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 公安委員会が運転免許取得者等検査による技能及び知識に関して行う審査に合格したこと。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行なうための設備とし

て国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める

ロ 運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める

ハ イ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴つて生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2 前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「課程」とあるのは「方法」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」とあるのは「第二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

3 前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「課程」とあるのは「方法」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」とあるのは「第二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(運転免許取得者等検査の認定)

第七十条の三十二の四 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 公安委員会が運転免許取得者等検査による技能及び知識に関して行う審査に合格したこと。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行なうための設備とし

定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十五条の六第一項、第四十七条の二第一項第三号イ、第一百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第一百一条の四第三項、第一百二条の二、第一百二条の三、第一百三条第三項第五号、第一百四条の二の四第一項、第二项若しくは第四項、第一百六条、第一百七条の五第一項第二号、第一百八条の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

（使用者に対する通知）

四十五号）第十一条第一項若しくは第二項の規定は、内閣府令で定めるところにより、道路法による軌道の事業者である者又は軌道法の規定による道路の事業者であるときは、内閣府令で定めるところにより、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、交通情報の収集及び提供の方法その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に届け出なければならない。その者が届出をした事項を変更するときも、同様とする。

（道路交通情報を提供する事業）

二 目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業

（出頭命令）

四十六号）警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関する事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。この場合において、その現場において、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して、第一百三条第一項第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

（出頭命令）

四十七号）警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関する事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

（道路交通情報を提供）

（道路交通情報を提供する事業）

二 二の規定による指針を作成し、これを公表するものとする。

三 交通情報による委託を受けた者が行うもの並びに道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため行うものを除く。次条第一項において同じ。）を行う者は、前項の交通情報の提供に関する指針に従い、正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他の交通安全と円滑に資するよう配慮しなければならない。

（道路交通情報を提供する事業）



十三 初心運転者講習、第一百八条の二第一項第一項第十三号に掲げる講習又は若年運転者講習を受けようとする者 通知手数料

前項の場合においては、都道府県は、条例で定めるところにより、指定講習機関が行う特定講習に係る同項第十二号の講習手数料を当該指定講習機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

### 第一百三十三条 削除 (行政手続法の適用除外)

第一百三十三条の二 第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができる期間の指定、第九十七条第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置(同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る)、第一百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止(同条第一項第五号に係ることができないものとする措置(同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る))並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第一百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第一百四条の二の二第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第一百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第一百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第一百三十三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止(第一百七条の五第一項第二号に係るものに限る)及び第一百七条の五第二項に係るものに限る。)については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。(審査請求の制限)

第一百三十三条の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした処分については、審査請求をすることができない。

(警察庁長官への権限の委任)

### 第一百三十三条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務(第一百十条第一項の規定による指定に係るものを除く。)は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

(方面公安委員会への権限の委任)

この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができ

る。

### 第一百三十四条 (警察庁長官への権限の委任)

この法律の規定により警察本部長(以下「警察本部長」という。)に行わせることができる。

方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行なわせることができる。

(高速自動車国道等における権限)

この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、公安委員会の定めるところによ

り、当該高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行わせることができる。

### 第一百三十五条 (交通巡視員)

この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、公安委員会の定めるところによ

り、当該高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行わせることができる。

### 第一百三十六条 (自動車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、交通巡視員を置く。)

この法律の規定による自動車等の運転の禁止事務を行うものとする。

交通巡視員は、前項に規定する事務のほか、

自動車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、

交通巡視員を置く。

### 第一百三十七条 (都道府県警察に、歩行者又は自転車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、

都道府県警察に、歩行者又は自転車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、

都道府県警察に、歩行者又は自転車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、

都道府県警察に、歩行者又は自転車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、

都道府県警察に、歩行者又は自転車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、

都道府県警察に、歩行者又は自転車の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行わせるため、

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等)

### 第一百三十八条 (内閣府令による規制)

この法律の規定により国家公安委員会の権限に属する事務(第六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合において、自衛隊又は武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関するもの)は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

(方面公安委員会への権限の委任)

この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができ

る。

### 第一百三十九条 (内閣府令による規制)

この法律の規定により警察本部長(以下「警察本部長」という。)に行わせることができる。

方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行なわせることができる。

### 第一百四十一条 (高速自動車国道等における権限)

この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道等に係るものは、公安委員会の定めるところによ

り、当該高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行わせることができる。

### 第一百四十二条 (災害対策基本法)

この場合において、同法第七十六条の三第一項中の五及び第八十二条第一項の規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。

この場合において、同法第七十六条の三第一項及び第二項並びに第七十七条第一項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。

(経過措置)

### 第一百四十三条 (内閣府令による規制)

この法律の規定に基づき政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百四十四条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百四十五条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百四十六条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百四十七条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百四十八条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百四十九条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百五十条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百五十一条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百五十二条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第一百五十三条 (内閣府令による規制)

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、内閣府令で定める。





三 第七十五条の二十五（報告及び検査等）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しきて陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第一百十九条の二の四 次の各号のいずれかに該当する行為（その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第三項又は第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおける駐車の禁止）の規定の違反となるような行為

二 第四十七条（停車又は駐車の方法）第二項若しくは第三項又は第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

過失により第一項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第一百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等）第二項若しくは第三項、第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおける駐車の禁止）又は第四十九条の五（時間制限駐車区間ににおける駐車の特例）後段の規定の違反となるような行為をした者（第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）

二 第四十九条第一項のパーキング・チケットの発給設備を設置する時間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の三第二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車した者（車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する時までの間に当該パーキング・チケットの発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた者を除く。）

三 第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第四項の規定に違反した者（第四十七条（停車又は駐車の方法）又は第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為をした者）の遵守事項）第四項から第七項までの規定に違反した者（第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第四項から第七項までの規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二 第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一 第五百一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第百二十条（過失により第一項第一号から第三号までの罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。）

三 第百二十条（次に各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。）

一 第六条（警察官等の交通規制）第二項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第十三条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行又は分）第二項において準用する場合の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行又は分）第二項において準用する場合の義務）

合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者については、第一百十九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三 第二十条（車両通行帯）、第二十条の二（路線バス等優先通行帯）第一項、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第三項、第三十三条（指定通行区分）第一項又は第七十五条の八の二（重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分）第二項から第四項までの規定の違反となるような行為をした者

四 第二十五条の二（横断等の禁止）第二項の規定の違反となるような行為をした者

五 第五十条（交差点等への進入禁止）又は第五十二条（車両等の灯火）第一項の規定の違反となるような行為をした者

六 第五十二条（車両等の灯火）第二項、第五十三条（合図）第一項、第二項若しくは第四項又は第五十四条（警音器の使用等）第一項の規定に違反した者

七 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して軽車両を運転させ、若しくは運転した又は第六十三条の九（自転車の制動装置等）第一項の規定に違反した者

八 第六十三条の十（自転車の検査等）第一項の規定による警察官の停止に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

九 第六十三条の十一（自転車の検査等）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十 第七十七条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）（第七十五条の二十三（特定自動車運行において交通事故があつた場合の措置）第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十六条（禁止行為）第四項、第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第一百七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）



定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないことに係れている者

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二の二第二項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転している者

三 当該反則行為をし、よつて交通事故を起こした者

3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表第二に定める金額の範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

### 第二節 告知及び通告

#### (告知)

**第一百二十六条** 警察官は、反則者があると認めるときは、次に掲げる場合を除き、その者に対する警告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告げ、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が次条第一項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所の告知は、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 その者の居所又は氏名が明らかでないとき。

二 その者が逃亡するおそれがあるとき。

2 前項の書面には、この章に定める手続を理解させるため必要な事項を記載するものとする。

3 警察官は、第一項の規定による告知をしたときは、当該告知に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警察の警察本部長に速やかにその旨を報告しなければならない。ただし、警察法第六十条の二又は第六十六条第二項の規定に基づいて、当該警察官の所属する都道府県警察の管轄区域以外の区域において反則行為をしと認めた者に対し告知をしたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならない。

4 第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百九条の二の四第一項若しくは第三項又は第一百十九条の三第一項第一号から第四号ま

で若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

#### (通告)

**第一百二十七条** 警察本部長は、前条第三項又は第四項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に對し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。この場合においては、その者が当該告知に係る出頭の期日及び場所に出頭した場合並びにその者が第一百二十九条第一項の規定による仮納付をしている場合を除き、当該通告書の送付に要する費用の納付をあわせて通告するものとする。

2 警察本部長は、前条第三項又は第四項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に對し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。

3 第一条の規定による仮納付をした者について当該告知に係る第一百二十七条第一項前段の規定による通告があつたときは、当該仮納付をした者は、前条第一項の規定により当該通告に係る反則金を納付した者とみなし、当該反則金に相当する金額の仮納付は、同項の規定による反則行為をした反則者でないと認めるときは、その者に對し、すみやかに理由を明示してその旨を書面で通知するものとする。この場合において、その者が当該告知に係る種別以外の種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に對し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。

3 第一条の規定による通告は、第一百二十九条第一項に規定する期間を経過した日以後において、すみやかに行なうものとする。

### 第三節 反則金の納付及び仮納付

#### (反則金の納付)

**第一百二十八条** 前条第一項又は第二項後段の規定による通告に係る反則金（同条第一項後段の規定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下この条において同じ。）の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内（政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日の翌日から起算して十日以内）に、政令で定めるところにより、国に対してもなければならぬ。

2 前項の規定により反則金を納付した者は、当該通告の理由となつた行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。

3 第百二十四条の四第一項に規定する交通巡視員

で若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

#### (反則者に係る保護事件)

**第一百二十九条** 第百二十六条第一項又は第四項の規定による通告を受ける場合において、当該報告に係る告知を受けた者は、当該告知を受けた後は、この限りでない。前項の規定による通告を受けた者については、前項の規定による通告を受けて七日以内に、政令で定めたところにより、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を仮に納付することができる。ただし、第一百二十七条第二項の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

2 第百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

3 第一百二十七条第一項の規定による仮納付をした者について当該告知に係る第一百二十七条第一項前段の規定による通告があつたときは、当該仮納付をした者は、前条第一項の規定により当該通告に係る反則金を納付した者とみなし、当該反則金に相当する金額の仮納付は、同項の規定による反則行為をした反則者でないと認めるときは、その者に對し、すみやかに理由を明示してその旨を書面で通知するものとする。この場合において、その者が当該告知に係る種別以外の種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に對し、すみやかに理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。

4 警察本部長は、第一項の規定による仮納付を受けた者に對し、第百二十七条第二項前段の規定による通知をしたときは、当該仮納付に係る金の納付とみなす。

2 前項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

3 第一百二十八条の規定は、第一項の規定による指示に係る反則金の納付について準用する。この場合において、同条第一項中「当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは、「第百三十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と読み替えるものとする。

#### (反則者に係る刑事事件)

**第一百三十条** 反則者は、当該反則行為についてその者が第一百二十七条第一項又は第二項後段の規定により当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、第一百二十八条第一項に規定する期間に當たるときは、これら日の翌日を当該期間の末日とみなす。

2 第百二十九条の二 第百二十八条第一項及び前条第一項に規定する期間の末日が日曜日その他の政令で定める日に当たるときは、これら日の翌日を当該期間の末日とみなす。

3 第百二十九条の二 第四節 反則者に係る刑事事件等

2 前項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (反則者に係る民事事件)

**第一百三十一条** この章の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行なわせることができる。

2 第百三十二条 第二十六条第一項又は第二十七条规定する書面の記載事項その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定められる。

#### (方面本部長への委任)

2 第百三十三条 この章の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行なわせることができる。

#### (第五節 雜則)

2 第百三十四条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第六節 違反)

2 第百三十五条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第七節 罰則)

2 第百三十六条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第八節 公報)

2 第百三十七条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第九節 附則)

2 第百三十八条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十節 施行期日)

2 第百三十九条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十一節 罰則抄

2 第百四十条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十二節 施行期日)

2 第百四十二条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十三節 罰則抄

2 第百四十三条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十四節 施行期日)

2 第百四十四条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十五節 罰則抄

2 第百四十五条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十六節 施行期日)

2 第百四十六条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十七節 罰則抄

2 第百四十七条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十八節 施行期日)

2 第百四十八条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第十九節 罰則抄

2 第百四十九条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十条 施行期日)

2 第百五十条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十一条 罰則抄

2 第百五十二条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十二条 施行期日)

2 第百五十三条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十三条 罰則抄

2 第百五十四条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十四条 施行期日)

2 第百五十五条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十五条 罰則抄

2 第百五十六条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十六条 罰則抄

2 第百五十七条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十七条 罰則抄

2 第百五十八条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十八条 罰則抄

2 第百五十九条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第二十九条 罰則抄

2 第百六十条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十条 罰則抄

2 第百六十一条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十一条 罰則抄

2 第百六十ニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十二条 罰則抄

2 第百六十ニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十三条 罰則抄

2 第百六十ニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十四条 罰則抄

2 第百六十ニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十五条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十六条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十七条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十八条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第三十九条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十一条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十二条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十三条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十四条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十五条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十六条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十七条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十八条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第四十九条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十一条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十二条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十三条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十四条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十五条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十六条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十七条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

#### (第五十八条 罰則抄

2 第百六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 第一百二十九条の二第一項の規定による指示の告知は、書面で行うものとし、この書面には、同項の規定によつて定めた期限及び反則金の額を記載するものとする。

若しくは運転許可について付した条件で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

**第六条** 新法の施行の際、現に旧令第五十三条第一項第一号に掲げる公安委員会の指定した自動車練習所その他これに類する施設の発行する卒業証明書を有する者で卒業後一年を経過しないものは、新法第九十九条第一項の適用については、当該施設を卒業して一年を経過しない間は、同条同項第一号に掲げる指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないものとみなす。

分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

**第十条** 新法第九十条第一項及び第一百三条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、自動車及び原動機付自転車の運転に関する旧法若しくは旧令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反した者は、新法の相当規定又はこれに基づく处分にそれぞれ違反した者とみなす。

**第十一條** 新法の施行の際、旧法又は旧令の規定

第三十九条において「通告書送付費」というものに係る収入額に相当する額として政令で定めるとところにより算定した額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）

三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

毎年度分として交付すべき交付金の総額は第一号に掲げる額（第二号に掲げる額を限度とする。）に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない、預り日算（ノ）預り金である。

月九 前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金收入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二項

**第七条** 附則第三条に規定するもののほか、新法の施行の際、旧法の規定により公安委員会がしたた道路の通行の禁止若しくは制限又は旧法若しくは旧令の規定により公安委員会がした運転免許若しくは運転許可の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法期間が定められているときは、その期間は、旧法又は今日の規定にて当該処分がされた日以後

により警察署長がした許可その他の処分で現に規定により警察署長がした処分とみなし、当該許可に係る許可証は、新法の相当規定による許可証とみなす。この場合において、当該処分が定期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

**第十二条** 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により警察署長に対してされている許可の

ていなかる額を計算した額とする。  
前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納による反則金相当額等からいかんれども、前年度の二月から当該年度の一月までの期間間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額  
八 前年度の二月から当該年度の一月までの期間間に係る通告書送付費支出金相当額  
前年度の二月から当該年度の一月までの期間間に係る勘定内に係る反則金等の返還金

月三	に相手の名前が記載された領収書等の提出を要する。 号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年 度において交付すべきであつた交付金額 の額でまだ交付していない額を加算した 額（以下この表において「交付金見込額」 という。）を限度とする。）を基礎として 政令で定める額
当該年度の八月から一月までの期間の収 納に係る反則金收入相当額等から当該期 間に係る第二百二十九条第四項の規定によ る	当該年度の八月から一月までの期間の収 納に係る反則金收入相当額等から当該期 間に係る第二百二十九条第四項の規定によ る

**第八条** 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請（十八歳未満の者がした小型自動四輪車免許による申請を除く。以下この条において同じ。）、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手続

**第十四条** 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額から一月までに掲げる額の合算額を控除した額  
イ 前年度の二月から当該年度の一月までの

2 前項に規定する各交付時期ごとに交付する返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）を基礎として政令で定める額

同じく届出その他の手続は、それそれ新設法相当規定により公安委員会に対ししてされた手続とみなす。この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若しくは運転許可証の記載事項の変更に係る届出を受理した公安委員会が当該事項に係る届出主等に書面で返信する場合は、

として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものに充てるため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金の見込額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る前記(イ)の規定による返還金の見込額

の額の  
の  
2 前項に規定する各交付時期ごとに交付する  
とができるなかつた金額があるとき、又は各交付  
時期において交付すべき金額を超えて交付しな  
き額があるときは、それぞれ当該金額を、次の金  
額に交付すべき額に加算し、又はこれより  
減額するものとする。

いときは、当該公安委員会は、新法の施行後すみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に一括りにまぜ、おけしづか

以下この項において同じ。)の規定により納付された反則金(第二百二十九条第三項の規定による)

其間に依る取扱いに依る返戻金等の追還の見込額の見込額

**第十九条** 国は、通告書送付費支出金として、  
都道府県ごとの通告書送付費に係る支出額を(通告書送付費支出金の支出)

**第九条** 新法の施行の際、旧法第九条第六項（第

による仮納付に係るものを持む。以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」と

は、当該都道府県及び市町村の区域における空通事故の発生件数、人口の集中度その他の事情

費支出金相当額を都道府県に支出する。

**第九条** 新法の施行の際、旧法第九条第六項(第九条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続については、これを新法第百四条の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続とみななし、当該聴聞又は聴聞の手続をした公安委員会は、当該聴聞に係る事案について新法第百三

び附則第十八条第一項において「反則金等」という。に係る収入額に相当する金額に当該余額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額(次項第一号及び附則第十八条第一項において「反則金収入相当額等」という。)から次の各号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

通事故の発生件数、人口の集中度その他の事柄を考慮して政令で定めるところにより算定した額とする。

(交付の時期及び交付時期ごとの交付額)

**第十八条** 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

費支出金相当額を者道府県に支出する  
**(主務大臣等)**

一 第百二十九条第四項の規定による返還金に  
相当する額 交付 交付時期ごとに交付すべき額

## 二 第百二十七条第一項後段に規定する通告書

音時付

交付時期ごとに交付すべき額	期時付交	月九	月三
前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額（以下この表において「交付金見込額」という。）を限度とする。）を基礎として政令で定める額	当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）を基礎として政令で定める額	月三	月九



四 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

五 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車に限定されるものについては、小型特殊自動車免許

六 特殊自動車第二種免許については、大型特殊自動車第二種免許

この法律の施行の際、旧法の規定により公安委員会がした旧法の特殊自動車免許、軽自動車免許又は特殊自動車第二種免許の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定により大型特殊自動車免許、軽自動車免許、小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許又は大型特殊自動車第二種免許について公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

一 特殊自動車免許については、大型特殊自動車免許

二 軽自動車免許（次号から第五号までに掲げるものを除く。）については、軽自動車免許及び小型特殊自動車免許

三 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第二種原動機付自転車免許

四 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許

五 軽自動車免許で旧法第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許

六 特殊自動車第二種免許については、大型特殊自動車第二種免許

<p>新法第九十条第一項第二号の規定の適用について は、自動車及び原動機付自転車の運転に関する旧法若しくは旧法に基づく命令の規定又は旧法に基づく处分に違反した者は、新法の相当規定又はこれに基づく处分にそれぞれ違反した者となす。</p> <p>この法律の施行の際現に旧法第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号又は旧法第一百三十二条各号のいずれかに該当する者で同条第一項又は第二項の規定による運転免許の取消し又は効力の停止を受けていないものに係る当該事由を理由とする運転免許の取消し又は効力の停止については、新法第一百三条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例によること。</p>	<p>前項の規定により運転免許の効力の停止を受けた者に係る講習及び運転免許の効力の停止の期間の短縮については、新法第一百三十三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>この法律の施行の際現に旧法第一百三条第三項の規定による講習を終了していない者に係る講習及び同項後段の規定による期間の短縮を受けていらない者に係る期間の短縮については、新法第一百三条第八項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p>	<p>この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(施行期日) <b>附 則 (昭和四〇年六月一日法律第九六号)抄</b></p>	<p><b>第一条</b> この法律中第一条及び附則の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、第二条の規定は同日から三年を経過した日から施行する。 (自動三輪車免許等に関する経過規定)</p> <p><b>第二条</b> 第一条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)の規定による運転免許とみなす。 旧法の規定による運転免許 自動三輪車免許 普通自動車免許</p>
---	--	---	---	--

第一種原動機付自転車 免許	第二種原動機付自転車 免許	自動三輪車第一種免許 転免許	自動三輪車に係る仮運 転免許	自動二輪車免許 普通自動車に係る仮 運転免許	自動二輪車免許 普通自動車第二種免 許
2 第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。 (大型自動車免許等に関する特例)	第三条 第一条の規定の施行の際（以下「改正法の施行の際」という。）現に旧法の規定による運転免許（小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。）を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は百第百三十二条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。）は、新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。	2 改正法の施行の際現に旧法の規定による大型特殊自動車免許、自動二輪車免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は百第百三十二条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。）は、新法の規定による軽自動車免許を受けたものとみなす。 (牽引免許等に関する特例)	第三条 第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。 (大型自動車免許等に関する特例)	2 第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手續で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手續としてされたものとみなす。	第三条 第一条の規定の施行の際（以下「改正法の施行の際」という。）現に旧法の規定による運転免許（小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。）を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は百第百三十二条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。）は、新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。

		に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。
2	改正法の施行の際旧法の規定による大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。	
3	改正法の施行の際旧法の規定による大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。	
4	牽引車に係る大型特殊自動車免許を除く。(普、自動三輪車免許、大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許を現に受けている者又は施行日前にこれらとの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらとの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、同日から六月間は、その者が牽引車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条第三号の車両総重量を除く。)が七百五十キログラムをこえるものを牽引して当該牽引車を運転する場合を除き、牽引第二種免許を受けたものとみなす。	
第五条	(三年経過後における軽自動車免許及び自動三輪車免許に関する経過規定)	
従前の運転免許	施行日から三年を経過する際ににおける運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同一表の下欄に掲げる運転免許とみなす。	
2	施行日から三年を経過した日前に従前の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものはない。三年後的新法の相当規定によりそれぞれ同一表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。	



昭和四十八年三月三十一日までの間は、前項  
第一号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法  
通法第七十一条第五号の三中「第八十七条第三項  
項」とあるのは、「第八十七条第四項」とする。  
3 附則第二項第二号に掲げる改正規定の施行の  
際現に当該改正規定による改正前の道路交通法  
(以下「旧法」という。)の規定により仮運転免  
許(以下「仮免許」という。)を受けている者は  
は、当該仮免許について指定されている自動車  
の種類が大型自動車であるときは当該改正規定  
による改正後の道路交通法(以下「新法」とい  
う。)の規定により大型自動車仮免許を受けた  
ものと、当該仮免許について指定されている  
自動車の種類が普通自動車であるときは新法の規  
定により普通自動車仮免許を受けたものとみな  
す。

附則第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により受けている仮免許の有効期間は、前項及び新法第八十七条第五項本文の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

際に運転免許（以下「免許」という。）を受けている者の当該免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間については、新法第九十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新法第一百二条第二項又は第一百一条の二第三項の規定によりその者の免許証の有効期間が当該改正規定の施行後最初に更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、新法第九十二条の二第二項又は第三項の規定にかかるらず、当該更新に係る新法第一百一条第一項又は第一百一条の二第二項の規定による適性検査を受けた日の後のその者の四回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。

附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により普通自動車免許（以下「普通免許」という。）の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格及びその者に対して新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六条の二及び九十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法の規定により指定自動車教習所とし

て指定されているものは、新法の規定により指定自動車教習所として指定されたものとみな  
し、その際現に当該自動車教習所において自動

車の運転に関する技能若しくは知識の教習又は自動車の運転に関する技能についての技能検定に従事している者（新法第九十八条第一項第三号の規定に基づく政令で定める要件又は同条第二項各号に掲げる要件を備えていない者を除く。）で、当該改正規定の施行後も引き続き当該自動車教習所において当該教習又は当該技能検定に従事するものは、新法第九十八条第一項第三号又は第二項の規定により、当該自動車教習所の技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に、それぞれ選任された者とみなす。

この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

附 則（昭和五三年五月二〇日法律第五三号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五一年六月一〇日法律第六四号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和五十三年十二月一日から施行する。ただし、第八十五条の改正規定、第百八十八条第一項第五号の改正規定及び第一百二十五条第二項第一号の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

昭和五十四年三月三十一日までの間は、改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第七十五条第一項第五号中「大型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、又は同条第八項の規定に違反して自動二輪車を運転すること」とあるのは、「大型自動車を運転すること」とする。

下「旧法」という。）第七十四条の二第三項の規定によりされた解任命令は、新法第七十四条の二第四項の規定による解任命令とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第八十七条第一項の規定により受けている仮運転免許の有効期

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五年六月一〇日法律第六四号）抄  
施行期日

附 則  
六号  
抄

附 則  
六号  
抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
(道路交通法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)  
**第五条** 昭和五十八年度及び昭和五十九年度に限

附 貝時和五年五月一六日法律第二  
六号) 抄

附 貝時和五年五月一六日法律第二  
六号) 抄

8 この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした反則行為については、新法第百二十五条及び別表の規定にかかるらず、なお従前の例による。

7 法第百八条の二の規定は適用しない。  
この法律（附則第一項ただし書）に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお以前の例による。

**附 則**（昭和五八年五月一六日法律第三  
六号）抄  
(施行期日)  
**第一條** この法律は、公布の日から施行する。  
(道路交通法の一部を改正する法律の一部改正  
に伴う経過措置)  
**第五条** 昭和五十八年度及び昭和五十九年度に限り、新特別会計法附則第三条第一項中「収入」とあるのは「収入、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号。以下「昭和五十八年改正法」という。）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百二十六号。以下「昭和四十二年改正法」という。）附則第八項の規定がなお効力を有するものとした場合に同項の規定により昭和五十八年度又は昭和五十九年度において加算すべきであつた額に相当する額として一般会計から繰り入れられる額」と、「同法附則第十六条」と、「返還金、同法」とあらるは「返還金、昭和五十八年改正法附則第四条の規定による改正前の昭和四十二年改正法附則第八項の規定がなお効力を有するものとした場合に同項の規定により昭和五十八年度又は昭和五十九年度において控除すべきであつた額に相当する額として一般会計の歳入に繰り入れる額、道路交通法」とする。

2 昭和五十八年度に限り、第三条の規定による改正後の道路交通法（以下「新道路交通法」という。）附則第十八条第一項の表九月の項中

「前年度の三月及び当該年度」とあるのは「当該年度」と、「政令で定める額」とあるのは「政令で定める額（地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十六号）附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百二十六号）附則第八項の規定がなお効力を有するものとした場合に、同項の規定により昭和五十八年度において加算すべきであった額があるときは当該政令で定める額に当該加算すべきであつた額に相当する額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定の歳入に繰り入れられる額を加算した額に相当する額とし、同項の規定により同年度において控除すべきであつた額があるときは当該政令で定める額から当該控除すべきであつた額に相当する額として同勘定から一般会計の歳入に繰り入れる額を控除した額に相当する額とする。」とする。

**第十条** 附則第二条から前条までに定めるものの  
(政令への委任)

**第十条** 附則第二条から前条までに定めるものの  
(政令への委任)

号附  
見抄



ついては、改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第九十条の二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

免許証及びこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に更新された免許証であつて当該更新に係る道路交通法第一百一条第一項に

2  
規定する更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なお従前の例による。  
施行日から二年間は、新法第九十二条の第一

れる者（次項において「旧法技能検定員」という。）については、その者が同条第四項の規定により技能検定員資格者証の交付を受けるまでの間は、同条第二項の規定は適用しない。

旧法技能検定員に関しては、前項に規定する期間が経過するまでの間は、旧法第九十九条第八項及び第九項の規定は、なおその効力を有す。

並びに同法附則第六条第三項及び第七条第四項の規定によりなほその効力を有するものとされる同法による改正前の第九十九条第八項の規定による。旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九条の第七第一項の規定の適用については、同項中「指定自動車教習所が第九十九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき」とあるのは、「指定自動車教習所が第九十九条第一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基

**第十一条** 附則第五条から前条までに規定するもののはか、旧法第九十九条又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中相当する規定がある場合には、新法の相当規定によりしたものとみなす。

**第十二条** この法律の施行前にした行為について  
は、新法第一百二十五条及び別表の規定にかかる  
罰則の適用についてはなほ従前の例による。

らず、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律施行期日）（九号）抄

第八十八号)の施行の日から施行する。  
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他他の合議制の機関に対し行政手続法第十三條に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場

合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわづか、なお前述

（罰則に関する経過措置）  
の例による。

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(憲開に關する規定の整理に半ずる<sup>監視</sup>措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処

分に係るものを除く。) 又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定にて行はるべきこととする。

規定により行われたもののみなす  
(政令への委任)

のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 平成七年四月二日 法律第七四号抄則附

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、第二条第一項及び第三項第一号の改正規定は、公布の日から起算して

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(免許等に関する経過措置)

**第二条** 改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第八十四条第三項の自動二輪車免許(以下「旧法二輪免許」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第八十四条第三項の大自動二輪車免許(以下「大型自動二輪車免許」という。)又は同項の普通自動二輪車免許(以下「普通自動二輪車免許」という。)とみなす。

一 次号及び第三号に掲げるもの以外のもの  
大型自動二輪車免許

二 旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法第三条の自動二輪車(以下「旧法自動二輪車」という。)が新法第三条の普通自動二輪車(以下「普通自動二輪車」という。)に相当するものに限る旨の限定が付されているもの  
普通自動二輪車免許

三 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十六号。次条第二項において「昭和四十年改正法」という。)附則第二条第一項の規定により旧法二輪免許とみなされるもので、附則第十一条の規定による改正前の同法附則第二条第四項に規定する審査に合格しなかつた者に係るもの  
普通自動二輪車

2 前条第一項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる同項第三号に掲げる運転免許は、新法第九十一条の規定により運転することができる普通自動二輪車が第二種原動機付自転車のみなす。

(昭和四十年改正法第一条の規定による改正前の道路交通法第三条第二項の第二種原動機付自転車をいう。)に相当するものに限る旨の限定が付されているものとみなす。

**第四条** この法律の施行の際現にされている旧法二輪免許の申請は、当該旧法二輪免許により運転することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定してされたものについては普通自動二輪車免許の申請と、それ以外のものについては大型自動二輪車免許の申請とみなす。

**第五条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行前にされた旧法二輪免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

**第六条** この法律の施行の際現に旧法二輪免許に係る運転免許試験に合格して旧法二輪免許により運転免許又は普通自動二輪車免許に係る運転免許に応じ、それぞれ大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格して旧法二輪免許により運転免許を受けない者は、当該旧法二輪免許により運転免許試験に合格して行われた当該運転免許試験に合格した者については普通自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

**第七条** この法律の施行の際現に附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる旧法二輪免許を受けている者及び前条の規定により大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中、「大型二輪免許及び牽引免許にあっては十八歳に」とあるのは、「及び牽引免許にあっては十八歳に、大型二輪免許」とする。

二 目次の改正規定(「第二百二条」を改める部分に限る)、第六十四条の改正規定、第七十五条第一項第一項の改正規定、第八十八条第一項第五号の改正規定、第九十条の改正規定(同条第一項ただし書を改める部分、同条第四項の改正規定)、第六十五条第一項の改正規定、第七十六条第五項の改正規定(同条第一項第二号及び第三号に係る部分に限る)、新法第三条第二項第三号及び第四号、同条第四項(同条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)並びに新法第一百六十二条第二項(新法第三条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

この法律の施行の際現に交付されている免許証及び施行日以後に更新された免許証であつて当該更新に係る道路交通法第一百一条第一項に規

二号中「政令で定めるものを含み」とあるのは「政令で定めるものを含み、かつ、改正法附則第一条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる免許については同項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる免許を含みとする。(罰則等に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十条** この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成八年五月九日法律第三二号)抄

1 (施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成九年五月一日法律第四一号)

1 (施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十七条の五の改正規定、第七十五条の八の次に一条を加える改正規定、第七十五条の九の改正規定、第八十五条第三項の改正規定、第一百九条の二の改正規定、第一百九条第一項第九号の二の改正規定、第一百二十条第一項第三号の改正規定及び第一百二十二条第一項第九号の三の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 この法律の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 (施行期日)  
この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

二 目次の改正規定(「第二百二条」を改める部分に限る)、第六十四条の改正規定、第七十五条第一項第一項の改正規定、第八十八条第一項第五号の改正規定、第九十条の改正規定(同条第一項ただし書を改める部分、同条第四項の改正規定)、第六十五条第一項の改正規定、第七十六条第五項の改正規定(同条第一項第二号及び第三号に係る部分に限る)、新法第三条第二項第三号及び第四号、同条第四項(同条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)並びに新法第一百六十二条第二項(新法第三条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

この法律の施行の際現に交付されている免許証及び施行日以後に更新された免許証であつて当該更新に係る道路交通法第一百一条第一項に規

正規定、第一百一条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百二条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定(「第三項若しくは第四項」を改める部分及び「第一百八条の二第一項第十号」の下に「若しくは第十三号」を加える部分に限る)、第一百七条第三項の改正規定(「第一百七条の四の次に一条を加える改正規定」第一百七条の四の次に「若しくは第十三号」を加える部分に限る)、第一百八条の二十六の改正規定(「同項第四号」の下に「第一百二条の二」を加える部分に限る)、第一百十二条第六項の改正規定及び第一百十三条の二の改正規定並びに附則第三条の規定 この法律の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

3 (施行期日)  
この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

定する更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なお従前の例による。施行日前に旧法第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例による。

(講習に関する経過措置)

**第三条** 附則第一条第二号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法(次項において「新法」という)第一条の四の規定は、更新期間が満了する日(道路交通法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日とする)が附則第一条第二号に定める日から二月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

2 新法第一百二条の二(新法第一百七条の四の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ)、新法第一百八条の二(第一項第十三号及び新法第一百八条の三の二の規定は、附則第一条第二号に定める日以後にした行為が新法第一百二条の二の政令で定める基準に該当した者について適用する。

(都道府県交通安全活動推進センターに関する経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に旧法第一百四条の八第一項の規定による指定を受けている都道府県道路使用適正化センターは、施行日に新法第一百八条の三十一第一項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。施行日前に旧法第一百十四条の八第三項の規定によりされた命令は、施行日に新法第一百八条の三十一第三項の規定によりされた命令とみなす。

3 都道府県道路使用適正化センターの役員又は職員であつた者が旧法第一百十四条の八第二項第四号又は第五号の規定による調査の業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務について、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(全国交通安全活動推進センターに関する経過措置)

**第五条** この法律の施行の際現に旧法第一百十四条の九第一項の規定による指定を受けている全国

道路使用適正化センターは、施行日に新法第一百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。施行前に旧法第一百四十四条の規定によりされた命令は、施行日に新法第一百八条の三十二第三項において準用する新法第一百八条の三十一第三項の規定によりされた命令とみなす。

**第六条** 附則第一条第一号に掲げる改正規定については、なお従前の例による。

**第七条** 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一〇年五月二八日法律第一〇号)**

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一〇年五月二八日法律第四〇号)**

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十一条、第九十四条、第九十七条の二(第一項第二号、第一百六条及び第一百八十七条の二第一項の改正規定、第一百八条の三の二の二の次に一条を加える改正規定、第一百十条及び第一百十二条第一項の改正規定、第一百十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第一百十七条の三第三号、第一百十九条第一項及び別表の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により処理されている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という)について、当該各規定に付随する行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを執行する。

**第百六十二条** 施行日前においてこの法律による行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののが、なお従前の例による。

**第百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第百六十四条** この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置の政令への委任)

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第百六十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

**第百六十六条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下「不服申立てに関する経過措置」)

**第百六十七条** 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下「不服申立てに関する経過措置」)に施行日前にされた上級行政庁とみなされるこの条において「処分等」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

**第百六十八条** 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**第百六十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののが、なお従前の例による。

**第百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののが、なお従前の例による。

**第百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第百六十四条** この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置の政令への委任)

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第百六十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百五十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）

附 則（平成一三年五月二六日法律第六号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十四年三月三十一日までにおいて政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年六月一〇日法律第五八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年六月一〇日法律第五八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十五条に一項を加える改正規定、第八十六条に二項を加える改正規定、第八十七条第四項の次に一項を加える改正規定及び第一百七条の二の改正規定（「（若しくは）」に改め、「運転する場合」の下に「、又は代行運転普通自動車を運転する場合」を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（免許等に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第九十二条の二の規定に規定する免許証のうち改正前の例による。

2 前項に規定する免許証のうち改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第一百一条第一項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

の規定による更新期間の初日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後となるものの有効期間の末日は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお從前の例によることとされる有効期間の末日（その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日でないときには、その日の直前のその者の誕生日）から起算して一月を経過する日（その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日）とする。

3 この法律の施行の際現に交付されている免許証で当該免許証に係る旧法第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が施行日前であるもの（以下「特定免許証」という。）について施行日以後にされた更新に係る免許証（次項において「特定更新免許証」という。）の有効期間については、新法第九十二条の二の規定にかかわらず、なお從前の例による。

4 特定更新免許証の有効期間の末日は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお從前の例によることとされる有効期間の末日（その日が当該免許証に係る免許を受けている者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日）から起算して一月を経過する日（その日が道路交通法第九十二条の二第四項に規定する日に当たるときは、その日の翌日）とする。

5 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする場合における新法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日は、同項の規定にかかわらず、旧法第一百一条第一項に規定する更新期間の初日とする。

6 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする者については、新法第一百一条の二の二及び第一百十二条第一項第五号の二の規定は、適用しない。

7 特定免許証の更新を施行日以後に受けようとする際にその者が受けるべき講習については、新法第一百一条の三及び第一百八条の二第一項第十一号の規定にかかるらず、なお從前の例による。

8 新法第一百一条の四の規定は、更新期間が満了する日（新法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日とする。）が施行日から起算して三月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

第三条 この法律の施行の際現に大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許等に関する経過措置

許試験に合格している者については、新法第九十条の二の規定にかかるらず、なお從前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定により大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格（旧法第九十六条第一項に係るものを除く。）及びその者に対し新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う当該免許の運転免許試験の方法については、新法第九十六条の二及び第九十七条第二項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

3 附 則（平成一三年一二月五日法律第一七号）抄

（施行期日）

附 則（平成一四年六月一九日法律第七九号）抄

（施行期日）

附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）

附 則（平成一四年八月一日法律第九八号）抄

（施行期日）

附 則（平成一四年九月一日法律第七九号）抄

（施行期日）

ら起算して三月を経過する日までに、内閣府令」とする。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

3 附 則（平成一四年九月一日法律第一七号）抄

（施行期日）

附 則（平成一四年九月一日法律第七九号）抄

（施行期日）



二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法大型第二種免許 大型第二種免許

四 旧法普通第二種免許 普通第二種免許

五 旧法大型仮免許 大型仮免許

六 旧法普通仮免許 普通仮免許

第七条 前二条に規定するもののほか、旧法の規定により旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により中型免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により中型免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 第四条の規定の施行の際現に附則第六条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び次条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者は、新法第七十一条の五第一項及び第八十五条第七項の規定の適用については、普通免許を受けた者とみなす。

第九条 第四条の規定の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第六条第一号から第八号までに掲げる区分に応じ、当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

第十一条 附則第六条の規定により大型免許とみなされる旧法大型免許を受けている者及び前条の規定により大型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号及び第九十六条第二項の規定の適用については、新法第八十八条第一項第一号「二十一歳」とあるのは「二十歳」と、新法第九十六条第二項中「三年」とあるのは「二年」とする。

附則第六条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者にあっては、十九歳）」とあるのは、「中型免許とする。

前項に規定する者については、新法第九十六条第三項の規定は、適用しない。

附則第六条の規定により大型仮免許とみなされる旧法大型仮免許を受けている者及び前条の

規定により大型仮免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第二項の規定の適用については、同項中「二十一歳」とあるのは、「二十歳」とする。

附則第十条の規定により大型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附則第十条の規定により中型第二種免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通免許を受けようとする者とみなす。

附則第七条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び附則第十条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者に対する新法第一百条の二第一項の規定の適用については、同項中「普通免許」とあるのは「中型免許、普通免許」と、「以下「免許自動車等」とあるのは「中型免許にあつては、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九号)第四条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車、以下「免許自動車等」と、同項第二号中「当該免許と同一の種類の免許」とあるのは「同法の規定による普通免許」と、同項第三号中「受けた者」とあるのは「受けた者又は道路交通法の一部を改正する法律附則第六条第二号に規定する限定が解除された者」とする。

(罰則等に関する経過措置)

**第二十四条** 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関する規定（その他の経過措置の政令への委任）

**第二十五条** 附則第三条から第十四条まで、第二十一条、第二十三条及び前条に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成一六年六月一八日法律第一二二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （平成一六年六月一八日法律第一二三号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十三条、第四条第一項第二号、第十五条、第十七条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 条第一、第五条、第八条、第十一条、第十五条及び第十五条並びに附則第四条、第十三条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十九条及び第五十六条の規定

二 条、第三十九条及び第五十六条の規定

布の日

（罰則に関する経過措置）

**第五十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第五十六条** 附則第三条から第二十七条规定の三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、

（その他の経過措置の政令への委任）

この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に  
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。  
**（罰則に関する経過措置）**  
**第一百七条** この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十三条第一項の規定における郵政民営化法第一百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一八年五月一九日法律第四〇二号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則（平成一八年六月二日法律第五〇二号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。





に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「限度とする。」と、「二月」とあるのは「三月」と、同法附則第十八条第一項の表九月の項中「二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金收入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金收入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」である。前年度以前の年度において交付すべきであった交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」とする。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした行為を理由とする附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十条第一項ただし書、第二項、第五項若しくは第六項若しくは第三百三条第一項、第二項若しくは第四項又は第七百七条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する同法第三百三条第四項の規定による運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

この法律の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に關し附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二又は第二百十一条第二項（附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪を犯した者（附則第七条の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律附則第五条に規定する者を除く。）に対する附則第六条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号ニ及び第一百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二若しくは

第二百十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）とする。

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、後記の如きによる。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

ることができる新法第三条の準中型自動車（第五号において「準中型自動車」という。）が旧法第三条の普通自動車（以下「旧法普通自動車」という。）に相当するものに限られるべきである。

三 旧法普通免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車が新法第三条の普通自動車（第六号において「普通自動車」という。）に相当するものに限定されているもの 普通免許

四 旧法中型第二種免許 中型第一種免許

五 旧法普通第二種免許で、次号に掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができる新法第三条の中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車が旧法普通自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許

六 旧法普通第二種免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車が普通自動車に相当するものに限定されているもの 普通第二種免許

七 旧法中型仮免許 中型仮免許

八 旧法普通仮免許 普通仮免許

第三条 この法律の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、それぞれ当該各号に定める運転免許の申請とみなす。

一 旧法中型免許 中型免許

二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法中型第二種免許 中型第一種免許

四 旧法普通第二種免許 普通第二種免許

五 旧法中型仮免許 中型仮免許

六 旧法普通仮免許 普通仮免許

第四条 前二条に規定するものほか、旧法の規定により旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定により附則第二条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許についてした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法中型仮免許又は旧法普通仮免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第二条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に



規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第七百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第一節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条规定、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第二百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十一条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第二百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第二百七十三条並びに附則第十六条、第二十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政手続の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政手続の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（檢討

**第七条** (検討) 政府は、会社法（平成十七年法律第八十八号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす。

附則（令和二年六月一〇日法律第四二号）抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条の付記の改正規定、第二十四条の付記の改正規定、第二十六条の付記の改正規定、第二十六条の二の付記の改正規定、第二十八条の付記の改正規定、第五十二条の付記の改正規定、第五十四条の付記の改正規定、第七十条の付記の改正規定、第七十五条の四の付記の改正規定、第七十五条の八の付記の改正規定、第九十条第二項第三号の改正規定、第九十九条の二第四項第二号ハ及びニの改正規定、第一百三条第二項第三号の改正規定、第一百三条の二第一項第二号の改正規定、第一百七条の五第二項第三号の改正規定、第一百七条の二の改正規定並びに第一百七条の二の改正規定並びに附則第三条及び第八条から第十一条までの規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第二条第三項第二号の改正規定、第十七条の第三項の改正規定、第四十四条の改正規定、第四十五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、第五十五条の二を削る改正規定、第五十五条の二とする改正規定、第五十五条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十二条の五第二項の改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改

第二條 前各

項第十二項の規定する場合に号又は機能検査の実施のある場合の職員は、旧法律の施行（自転車運置）  
第六条 附にした行  
講命令に（罰則等）  
第七条 こ  
定につい  
及び附則  
すること  
後にした  
なお従前  
第八条 附  
した行為は、なお  
（政令への  
第九条 附  
条に規定  
し必要な  
む。）は、

（法第九十七条の二第一項第三項の第四第二項の規定により認知基づいて行うものに限る。）  
いた者（これら者が法人では、その役員）若しくはこれらの者であった者についての二第二項の規定は、この法の二第四項の規定は、この法のおその効力を有する。  
の受講命令に関する経過措置の受講命令に関する経過措  
第二号に掲げる規定の施行前にする自転車運転者講習の受講の実施による。なお従前の例による。

第二号に掲げる者である。この役員の受講命令は、その役員の自転車による過措置(過誤)の施設規定によりなされたものである。この場合における反則行為の処罰は、その受講命令によるものである。

二号に掲げる規  
定の施行前に  
おその効力を有  
するこの法律の施  
行前にした行為  
及び附則第十一  
項の規定により認  
知する者に適用す  
る規定は、この法  
律の施行前にして  
は、この法律の規  
定による。)

規定の施行前  
規定の施行前にした行  
この法律の施  
用について  
例による。

第三章 認知行為規範の受行前措法の立て方

準日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

実施 検査の結果の八条（以  
下又は七項）する



第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの

ケ発グいお設キ又には第  
ツ給・てい置ンは違第  
トを子当てすグ第  
が受ける時・四十九  
掲示さ  
され  
たパ  
設  
お  
お  
ら  
ず・よ  
チリ  
んお  
にを  
の定く

引重車殊大自準動中動大車被及自型動中車型車型牽び動特車、型、自、自	円千五万二	等自型下車付原車殊小動特一自動及自型と車殊小以転機び動特	と車通下車動普車大動普通引車重車殊大自準動中動車被及自型動中車型自	円千五万二	円千五万三
-----------------------------------	-------	------------------------------	-----------------------------------	-------	-------

かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反しているもの

備考 放置違反金の限度額は、この表の上欄に掲げる放置車両の種類及びこの表の中欄に掲げる放置車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

別表第二（第一百二十五条、第一百三十条の二関係）

車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分
車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分
車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分

第一百十八条第一項第四号の罪に当たる行為

車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分
車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分
車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分

第一百十九条の三第一項又は第三項の罪に当たる行為

車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分
車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分
車等の種類	反則行為に係る車両の種類	反則行為の区分